

開 会 午前10時00分

○委員長（芳賀 潤君） おはようございます。

ただいまの出席委員数は13名であります。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立いたします。

これより本日の決算特別委員会を開きます。

きのうに引き続き決算審査をいたします。

決算書の168ページをお開きください。中段の8款土木費より再開いたします。

1項土木管理費。進行します。

170ページ中段。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 前の一般質問でもちょっとお尋ねしましたけども、大槌山田紫波線道路整備促進ということで、土坂トンネル。これを早期にやってほしいというお願いをしたわけです。この道路はこの間の台風10号においても、宮古、釜石等がかなり混雑、宮古は通れなくて、そういう状況に、一時的に通行止めにはなったんですけども、その後すぐ回復して、それでかなりの交通量というかそこで助かった方も結構いるようです。それで、大槌町の三枚堂大ケ口線、この運動は町独自に一生懸命国・県に働きかけてきたものだと思います。それで、県道についても大槌町にとっては物流の最も重要な道路であり、災害に対しても内陸、台風10号でわかったとおり、内陸とのつながり、これが重要なことが証明されたと思います。

それで、これからただ単にこの期成同盟会だけじゃなく、具体的に県・国に働きかけていくという、そういう運動があってもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（芳賀 潤君） この負担金3万8,000円なんですけれども、これがきちっと成果として見えるような活動をしていったらどうだというような質問と解釈しました。環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 委員おっしゃるように、土坂トンネルについてはずっと要望をしておりますし、国・県に対しても要望書を提出してございます。先般の台風10号で県道が大きな被害を受けて一時的な通行どめになったということで、県のほうも認識を新たにしているところでございます。

これは決算ですが、次年度以降については町民を巻き込んだシンポジウム等を含めて、トンネルの早期実現に向けた運動を展開してまいりたいというふうに考えております。

- 委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。
- 8番（阿部俊作君） まさしく町民一体となった活動が必要だと思いますし、その中にもやっぱり議員、それから当局等々あらゆる人材、組織を活用すべきだと思いますが、今後の活動についてもお願いしたいと思います。いかがでしょう。
- 委員長（芳賀 潤君） 環境整備課長。
- 環境整備課長（遊田啓悦君） 当然、前の議会でもお答えしましたように、岩手県では9団体、いろいろな道路整備の期成同盟会がございますが、そこも一体となって、議員の皆様も含めて、土坂トンネルの早期実現については機会あるごとに国・県のほうに要望していきたいというふうに思いますし、町長もそういう要望活動には積極的に参加しておりますので、そういう機会を捉えながら、より重要性を訴えていきたいというふうに思っております。
- 委員長（芳賀 潤君） 町長。
- 町長（平野公三君） 私のほうからも、主要地方道大槌小国線土坂トンネルのトンネル化につきましては、機会あるごとには要望しております。しかしながら、現実的に長い間、なかなか実現できない状況がございます。先ほど委員からもお話があったとおり、組織的な、戦略的な取り組みを図りながら早期実現ということをしていきたいと考えております。
- 委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。
- 8番（阿部俊作君） 私言ったのはいろんな組織というものもありますけども、まずこの町が率先して一番強い活動をするという意味でございますので、町から発信して、この町、それから沿岸の重要道路、これをさらに強力な運動を進めていってほしいと思います。
- 委員長（芳賀 潤君） そのほか。小笠原委員。
- 6番（小笠原正年君） 今、町長が答えてくれたこととか環境整備課長が答えてくれたこと、機会があったらと言ってますけども、機会をつくってください。機会があったらでは消極的過ぎます。もっと積極的に機会をつくって、訴えますということをお願いしたいと思います。
- 委員長（芳賀 潤君） 要望として受け付けます。進行します。
- 2項道路橋梁費。下村委員。
- 2番（下村義則君） 15のところ、浪板線ほか街路灯設置工事に120万ほど使ってお

りますが、これの1件当たりの金額、どのぐらい設置にかかるのか教えてもらえませんか。

○委員長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） お答えいたします。

箇所によってはまたちょっと違う部分が出ますが、1基で安くて25万円程度というふうに認識しております。

○委員長（芳賀 潤君） 下村委員。

○2番（下村義則君） それで、これは今橋梁の科目のところなんですけれども、町道のところの街灯についての質問はここではだめですかね。（「いいです」という声あり）

それで、ことし浪板地区の高台のほうに結構家が建っていったんですけども、20軒ぐらいですかね。そして、左から上がるほうには、地元で要望をして街灯をつけていただきました。50メートルに1カ所ぐらいですか。大変ありがたく思っています。

それで、お墓のほうの通りがあるんですけども、あちらのほうはちょっと町の道路じゃないからつけないということは聞いてますが、防犯の関係ではつけると言っていましたので、何とかあちらのお墓通りのほうも、何とか役場のほうで、あっちも人、学生とか通っているんですよ。だから、何とかそこらを考えてこの予算、ことし無理であれば、来年度予算に組み込んでもらえないでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（芳賀 潤君） それは要望事項で、片方が通っていて別なほうに通っていないのはなぜかとかね、そういうような質問と類して答弁をお願いします。環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 委員おっしゃる浪板の高台のほうの団地については、復興交付金の効果促進等の財源を利用してつけたというふうに認識をさせていただきます。

後段のほうの街灯の要望でございますが、基準は大体50メートルに1基という考え方で、住宅地が密集していればつけておりますけれども、ちょっと現地とか通行の状況、歩行者の状況等見ながら、現地等を確認して判断をさせていただきたいというふうに思っています。

○2番（下村義則君） ぜひ、お願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） ほかに。金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 13の橋梁定期点検業務委託料でございますけれども、日本全国的にこの橋梁については点検して、悪いところは直している。それは知ってますけれども、ただ、今応急仮設ができて車の往来も激しくなって、どんどん橋を使っていますけれども、大

樋町にとってこの橋の、昔ならいざ知らず、今はもう車社会になって橋を通るのにも大変不便さが増していると。橋は狭い。1台通れば人が歩けないような状態の橋が余りにも多過ぎると。そこで将来大樋町ではこの大樋川沿い小樋川沿いにかかっている橋、この狭い橋をどのように考えていくのか。決算でありますけども、どうしても業務でただ橋を点検するだけではちょっとうまくないと思いますので、特に巖の橋なんかは、前はボルトが切れてボルトが崩壊したとかというような橋ですので、やっぱり車の往来のためには橋を本格的に考えていくべきだと私はと思いますが、この業務点検だけで済ませるのか、そこを聞きたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 橋梁の点検については、今年度も行って128橋、今年度点検すれば一応それで終了という予定でございます。これは橋梁の長寿命化、橋梁を修繕していかに長くもたせるかという改良計画をつくる部分で点検をしてございます。どうしても点検して通行等に支障があるというのであれば、その長寿命化の中で計画化をしていく。幅員の狭い、通行の部分とかでいろいろ、そういう計画をもって進めるための点検でもあるというふうに認識をしていただければというふうに思います。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 13の委託料のところの道路除雪業務委託料のところでお尋ねをいたします。昨年、この委託を受けている業者さんと議会との間で意見交換をして、除雪体制のスムーズなあり方の要望を受けました。または当局との間での事務手続の簡素化など要望が幾つかあったかと思えます。それがどのように改善されて、間もなく来る冬に対する、その業者が除雪体制をとるときに、スムーズにいく体制がとられているのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 除雪の部分の委託のあり方、体制の整え方という御質問でございます。

今年度、4月の下旬でしたが、災害対応の部分で業者の方々に集まっていたいて、このとおり災害が起きましたけれども、ある地区を担当して対応していただきたいというふうなお話をしました。これから除雪の時期になるわけですけども、その部分についてもある程度そのブロック分けの中で対応していただくということでお話をして、これから除雪の時期になって、また再度そういう打ち合わせをするということで業者のほう

の御理解もいただいておりますので、さらに徹底してそういう除雪の対応に当たっていききたいというふうに思っております。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 特にも除雪した際に、事務手続の中でその日にやったものはなるべくその日のうちに処理して提出するようにみたいなことがあったと。これは、作業している中で大変マンパワー不足の中で、それは大変な作業になるんだと。要は今除雪を緊急にしくちゃいけないという追われている中で、その事務手続もできればその後でもいいんじゃないかという、記録さえあれば後でもいいんじゃないかという話等も出ていたように思います。その辺の事務手続の関係はどのように考えているかお尋ねをいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 委員おっしゃるような、事務の煩雑化という意見も前に出されたということで、当然除雪して何キロ、何時間やったと、何時から出たという報告をいただくことになってます。それをある程度月締めに改善をしたいというふうに話をしてございます。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） ちょっとお尋ねしますけども、台風10号におきまして、町道に大変な被害が出ているわけで、間もなく冬を迎えると大変な事態があるので、どういう対応しているかということで、ちょっと離れてしまうんですが、お聞きしたいんですが、委員長。なかなか聞く場所がないもので。

○委員長（芳賀 潤君） ほかの科目にないので、どうぞ。

○8番（阿部俊作君） 道路維持管理ということで、それで上水道というか、簡易水道があります中山沢に行く途中が壊れて、道路が通行できない状態になって、急な坂道から出入りしているわけなんですけども、これが冬になるとちょっとその坂を上れない状況ですので、今までは下りで使ってました。ですから、応急処理でもいいんですけど、中山公民館付近の道路の応急復旧とか、そういうものをお願いできないでしょうか。これをちゃんとするとすればかなり、冬を越してしまうと思うので、その辺ちょっとお尋ねしたいんですが。

○委員長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 中山の道路の部分については公共土木災害ということで、

災害の査定を受けるように手続を今進めているところでございます。県下、物すごい被害で、災害の査定については大槌の部分は11月の20日過ぎということで、それが終わって年内に査定が終わるということで、発注については年明けになるのかなというふうに思っております。ただ、本当に通行に困る部分については応急復旧をして、それ以外の路線については応急復旧をしてございます。あその部分については代替道路があるということで、災害査定のほうへ申請をしているところです。

委員おっしゃるように坂が急で、そちらの冬季の通行が大変ではないかということでございますので、そういう状況を見て、応急でこちら側のその中山公民館の前の部分について、どうしても急峻な部分が通れないというのであれば、その応急の部分も考えていきたいというふうに思います。ただ、査定を一応申請していますので、その結果等を判断してということになります。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） はい、ありがとうございます。ただ11月ごろから雪が降り始めて凍ります。それで、その場所で集乳車、タンクローリーが、牛乳を運ぶためのタンクローリーが通っているわけです。それで、いつも今ある道路からは上がれないので、公民館側から緩傾斜、緩い坂のほうから上っている状況です。逆にはちょっと出せません。牛乳の場合は毎日搾らなければなりませんので、それでそういうタンクローリーが通れないということになれば大変な状況です。たまにチェーンかけたりいろいろやりますけども、反対側からはチェーンをかけても上がれない急傾斜なもので、その辺よろしくお願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

172ページ。中段まで。進行します。

3項河川費。佐々木慶一委員。

○1番（佐々木慶一君） 河川費の工事請負費の沢山の河川改修関係についてお伺いしたいんですけども、先般の大雨、台風10号による大雨を踏まえて、今改修している工事の内容、工事のスペック的に見たときに、あの規模の台風が来たときにも十分耐えうるものなのか、あるいは降雨量何ミリくらいのを前提に設計しているのかといったところをお伺いしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 沢山沢川の改修については、27年、その前からも行って

いますが、28年度で改修は全て改良してございます。雨量というか、その流量断面については必要な部分を確保して改修したということで、この間工事完成検査をしてございます。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 河川改修事業でございますけども、河川と言われているものにおいてもいろいろあってですね、要は1級河川、2級河川というのがまずあって、2級河川は県の管理でございます。それ以外の河川が町の管理ということになるんですが、実際河川改修計画をつくるに当たっては準用河川ということで、河川法の準用を受ける河川の申請をしなければならないと。そういった中では、大ケロ川とか沢山沢川とか。今回は沢山沢川の準用は一旦外して、下水道のほうで整備するとかということにかかってますけども、そういった中で河川であれば、改修計画はつくってあると。その改修計画は大体降雨確率でいうと10分の1ぐらいなので、10年に1度ぐらいの洪水に対応できる程度の流量ということになってございます。それ以外の河川についてはまだ改修計画もないので、基本的には護岸整備、崩れたところを直す程度の整備等しか町のほうではやってないと。なおかつなかなか河川改修工事というのは補助事業の割合も非常に低くて、3分の1で、基本的にはその町の持ち出しが結構あるという中では、ここ10年ぐらいの間では、河川改修というのは町のほうでは一旦やってないような状態でございます。部分的なものはやってますけども、そういった大規模な河川改修はやっていないというような状態でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 佐々木委員。

○1番（佐々木慶一君） ちょっと補助額的になかなか手をつけにくいということだと思うんですけど、あと支流関係は、町の管轄の部分についてはしっかりフォローしていただきたいのと、先般の台風10号を踏まえたときに、2級河川は県の所管だということですが、地元としてやはり前回の台風10号のときにどの辺が危ないとかという情報は充分把握してきたと思います。そこは県のほうにきちっとつないで、長期のスパンで、先般から議論になってますけども、大雨が降ると溢水しそうな箇所がところどころ見られるということなので、そこは情報を、交流を密にして対策を県のほうともとっていただきたいというふうに思います。要望です。以上です。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この間床上浸水があった部分ですけども、この部分は大槌川

においては無堤地区となつてまして、堤防が築堤されてないということで県のほうには再三こういった築堤はお願いしてきているんですが、今回新聞等でもちょっと出ましたけども、今回災害対策緊急事業推進費というものをを用いて、県のほうではこの解消を行うということでございますので、それについては県のほうといろいろ協議しながら、協力して進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部三平委員。

○5番（阿部三平君） 同じ項目なんですけど、花輪田地区の水路の改修工事ですが、未改修の部分がまだまだありますので、その辺はどのように続いていきますか。お願いします。

○委員長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 花輪田地区の水路改修、27年度で行った部分が350万ほどということで、これについては今後も状況を見ながら改修をしていきたいというふうに思いますが、いずれ測量設計等の部分を行いながら状況を見て判断していくということになっております。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部三平委員。

○5番（阿部三平君） 下水道がないことから、雑排水それから雨水全てがそこを通過していく状況でありますので、その辺少しでも急いでいただければと思います。要望して終わります。よろしくお願いします。

○委員長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） ちょっと答弁が言葉足らずで申しわけございません。花輪田については今年度行うということになってございますが、入札が不調に終わっているということで、いずれ計画上は雨水と一緒に今年度の予算を確保しているということでございます。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 先ほど佐々木議員が聞いたように、どれぐらいの雨量と聞いたので、私もその辺ちょっと、科学的にこういう雨量だとこういうふうになるという想定もあったほうがいいんじゃないかということで、御社地の関係でもちょこっと言いましたけども、今現在はやっぱり1時間当たり80ミリを想定するものじゃないかということが言われておりますけども、そういう数量想定等はあるのでしょうか。

それともう一つ、アメダスでもないけど雨量計というのは町内には何カ所ぐらい設置



されてあるのかお尋ねします。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 雨量計でございますけども、町の雨量計は新町と金沢に雨量計がございます。それ以外にもそれぞれの国道とか、そういった中では雨量計があります。

それから雨量に関する話でございますけども、基本的に降った雨の量というのは一定の確率式の中で分布式をつくって、水文統計という中で分布してございます。その中の確率年での、10分の1という確率年での雨の降雨量ということになってまして、それは地域によっても若干変わってるんですが、1つの降雨強度式という式が県のほうの設計マニュアルのほうにあって、その方式を用いて雨量を算定した上で、それからさらに、要するに流出解析を行った上での河川の流量を定めて改修するというのが河川の改修のやり方でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） はい、わかりました。

それで台風被害というか河川に砂が結構たまって、それで町から出るというか堰から出る河川に向けた水路のふたがあかない状況があるわけなんです。それによってかどうかわかりませんが、営農センター付近は2度も浸水し、倉庫にあった製品がダメージを受けた。こういうこともありますけども、その河川のほうの砂とかそれを除去するというのは、いつごろどのようにするかをお尋ねしたいんですが。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今下野の頭首工が源水川のところから、それから大ケ口地区についてなんですけど、今回のこの大槌川災害対策の緊急事業の推進費の中で、この今の化石の中にたまった部分についても土砂を、堆積をとるということになっておりまして、これを来年再来年に向けて県のほうで実施するというふうに聞いてございます。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 同じくこの河川のことでお尋ねをいたします。

町には大槌町が管理する多くの河川があると。その中で維持管理修繕業務であったり、基本計画策定業務であったり、いろんな場所によってやられているわけですが、今般の同じように、台風10号によるその災害を、岩泉を見たときに、河川だけの問題ではなくて土砂災害の危険性をはらんでいる河川があるわけですね。そうするとその土砂が、土

石流が河川を塞いで川の水があふれて、災害に結びつくというような傾向が岩泉では多々見られている。

この状況を受けた上で、この河川の改修にかかわる計画そのものを、そういった土砂災害にも強い河川の改修のあり方というのがなされるべきと思うんですが、その辺の考え方はあるのかないのかお尋ねいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 土砂災害に関しましては、土砂災害防止法という法律の中で、いわゆるその土砂災害が起きないようなり面の安定化であったり、あるいはそれから来るような、今のような土砂をある程度砂防ダムとかをつくってそれをとめるというような仕組みになってございます。河川法は河川法でございまして、実際は砂防側のほうできちっとそういった対策がとられていれば、河川の側には入ってこない。

ただ、地震とか、実際一関とかではそういったことが起きてですね、河川の中に土砂が流出して、その土砂ダムができたりしたというような状態になって、その状態になるとなかなかその撤去も難しいという中で言えば、その土砂災害防止というのは県の事業でございまして、町としても土砂災害の警戒区域というのはある程度今公開されてございます。その中で、県のほうにはしっかりと土砂災害防止の対策を行ってほしいというふうに要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 復興局長にお尋ねをしますけども、岩泉の現状を視察に行かれていのかどうかね。この状況を見ると、通常流れている小鍬川みたいなところに、小さな河川から土砂が一気に流れ込んで川を塞いで、それが道路にあふれるような状況で住宅等押し流すというね、そういう状況のところもあります。

こういったことを受ければ、今後河川の改修というところを見ると、きちっとその計画の中で、土砂災害のところは県なのであれば、県と協議しながら一体的にその計画を進めて河川改修が行われるという形が望ましいと思うんですが、その辺の考え方をお尋ねいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、2級河川も県の管理でございまして。したがってそっちは県の管理ということで、県では今回のこういった台風10号の被害を受けまして、大槌川より北の河川については河川計画をもう一度

見直して、その後の改築を進めていくというふうになってございますので、そういったものがしっかりと行われていくように要望して、いろいろ協力してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 私も言い方が、例えば小鉾川を言ってしまったために県の管轄というふうになってしまったんですが、例えば大ケロ川にとってもそうですし、それ以外の小さな河川もそうだと思うんですね。やっぱりその辺、万が一、ここに大ケロがありますけど、小さな沢から土石流が発生して小さな大ケロ川を塞いだら、さあその水はどこに行くでしょうということになるわけです。そういうことを防ぐための対策をきちっと県と協議しながら河川改修は進められるべきというところをお尋ねしているので、ぜひその辺の、今言ったように、局長のほうで県と協議しながらという答弁がございましたので、ぜひそういう形で進めていただきたいというふうにして、要望で終わります。

○委員長（芳賀 潤君） ほかに。東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 成果に関する説明書を見たとき、この大ケロ川、沢山沢川についてはめどがついてるということで大変喜ばしいことでございます。そしてまた当局におきましても寺野沢川、そしてまた生井沢川等の現状認識を見ていて、今後の事業を進めたいと書かれていますので、これすごく評価します。

ただ、周辺住民にとっては、町はそういうふうを考えているんだけど、いつごろやってくれるのかなというところを聞きたくなるんですね。私もそういうことを聞きたいんですけど、28年、今年度あるいは29年、30年度。ここ2、3年の間でこれをやるという計画があるからこういうふうな成果表に記入されたのか。そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 生井沢川等については災害のたびにいろいろあるので、私も現地のほうは見させていただいて、大分増水になるということで、次年度の予算の要求等もありますので、今内部でそういう部分について、この間の台風10号を含めた部分で、時期ははっきり申し上げられませんが検討を進めているところでございます。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） わかりました。寺野の沢の川につきましても、あそこにはデイサービスはまぎくさんというところがありまして、河川の長さも生井沢川よりは短いとい

うことで、ただ近隣住民からすると河川の中に植物が結構生い茂る、そしてまた水の流れが滞る。夏に関しては、その異臭あるいは昆虫類の発生等々の苦情も出てます。それは、寺野地区じゃなくてほぼそういう環境の地区においては、そういう苦情が役場に届いているかと思うんですけど、環境整備課長の前任者の方も寺野沢の状況をちゃんと見て引き継ぎをなされたと思うので、ぜひそこら辺もう一度確認した上で、今後の計画に載せていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 寺野沢川の改修でございますけども、これは昭和60年代ごろに寺野沢川を準用河川にしまして、災害関連ということで起債が半分と、それから関連費ということで改修費半分ということで、その被災した部分に関して用地買収と、あとはその改修を行ったというような経緯で、実際その下流側については未整備になってございます。いわゆるその小鍬川と水門との間の部分でございますね。その部分についてはかつて改修の計画はあったんですが、用地の関係とかがあってなかなか進まなかった時期がございます。

今もちょっとそういった状況の中では、今現在あそこの部分を三沿道の関係でやっておりますけども、いろいろその中でもイトヨがいたり、いろいろな問題もございますけども、今後あそこの河川の河口部分が、途中から河川が要するに改修はなされなくて、普通であれば下流から改修を進めるべきものが、途中になっているということは認識してございますので、その中ではそういった財源を見つけながら考えていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（芳賀 潤君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 今、町内の河川の話が出てますけども、私は本線に戻してこの大槌川、小鍬川の本線ついて常々言っているんですけども、川の中のまず水位が上がってきている。土砂がたまる。何とかこの土砂を上げてくれないかとお願いすれば県のほうですし、また橋梁の問題があるとかという、そういう話でずっとやってきたと。2年ほど前にも、私あそこの大槌川の今度の台風で被害に遭った住宅、あそこところは堤防がないから、絶対民地のほうに水が来るから、あそこを早く直したほうがいい。我々は、確かにあなた方は行政マンとして自信があつて自負を持ってやってると思いますよ。我々は実際歩きながらどこが危険だということを見ながら歩いているので、それでやっぱりそういうときはもう少し我々の話も聞いてほしい。きちっと対処してれば、今回のあそ

この人たちがああいう目に遭わなかったんだと。

県のほうにもそれなりにお話はしていると思いますけども、もう少し強力にああいう本線の堤防についてはきちっとつくり上げるように。その農家のほうの水田にも水が入る。堤防の高さがまちまちだというような状態ですから、ぜひ県のほうとのやりとりをきちっとして、住民の生活、農家の人たちを守るようにしていただきたいと思いますけども、局長。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 県のほうでもただ手をこまねいているだけではなくて、今下流側から県単工事で築堤は進めてまいりました。ただそれがなかなか進んでこなかった実情がございます。

今回こういった被害を受けて、大槌川では推進費ということで、今のちょうど柁内からの川といいますか、あそこの沢の出口のところから、河口部の部分から下流側については築堤を行うと。さらに反対側の左岸側についても今堆積している土砂の部分を取るということで、その計画も県のほうからいただいてましたし、説明も受けていますので、これについては急いで災害対策緊急事業推進費ということで、県のほうでは事業を進めたいというふうに思っております。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

4 項都市計画費。進行します。

174ページ中段まで。進行します。

5 項住宅費。東梅康悦委員。

○9 番（東梅康悦君） この町営住宅並びに災害公営住宅等を含めて成果表を見ますと、305戸、300世帯、666人の方が入居されていると記載されております。その中で、災害公営住宅の部分の中で、政令月収が15万8,000円を超える世帯は何世帯ほどここにあるのかというところをまずお尋ねしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） 申しわけございません。政令月収を超えている世帯までは現在資料の手持ちにはございません。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅康悦委員。

○9 番（東梅康悦君） 後で教えてください。

そこで、昨年度になりますから27年度の議会だったと思うんですけど、復興局長が今

後の町営住宅の管理のあり方によっては、町の財政にうまく響く場合もあるし、デメリットに響く場合があるという答弁をなされております。まだ27年度末で町営住宅、災害公営住宅を含めてまだ300戸、3分の1というところですが、全体計画の。この27年度を見てどういうふうに、昨年度答弁した復興局長の内容と27年度の決算の状況を見て、復興局長はどのようにまず感じられているのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回の災害公営住宅でございますけれども、今回災害公営住宅は普通の公営住宅とは基本的には変わらないという中では、入居に関しての入居要件では、被災者であるということでは今言ったような政令月収が幾らであろうと入れるというような状態になってございます。それから、もう一つは月額8万円以下の方々に低廉家賃ということの家賃が提言されてございます。

ただ、私が申しましたその意味というのは、今回の住宅建設に当たっては本来2分の1補助の部分が8分の1とかの負担とかというふうにかさ上げされてますけれども、問題はこの維持管理にかかるその仕組みなんでございますけれども、公営住宅というのはいわゆるその民間住宅の家賃が十何万としますと、その間に1万円の家賃を払った場合、9万円の家賃が国から家賃収入補助ということで、9万円の半分ですけども、2分の1が入ってくるような格好になってございます。ただこの部分において、今回用地買収したところは20年間、これは普通の公営住宅でも20年間。それから用地買収しないところは10年間でこの家賃収入補助が切られるという状況の中では、逆に言うと今の家賃が1万円の人9万円分は、結局は単独費が全部入ってしまうと。維持管理に関して。

そういった中でいえば、この10年、20年たつて、20年までは大体今のところは赤字にはならないだろうと想定してありますが、主なものは20年。それで一応木造住宅の耐用年数は30年となってございます。今回それも特例で6分の1にまで下げられていますけれども、基本的には30年。そういった中でいえば、残り10年間はその家賃の低減分は全て町の単独費で賄わなければならないというような中では、これまでの300世帯という大体持っていた家賃が、公営住宅が3倍になるということを見ると、果たしてそれが大槌町としての財源の中でもつかどうかということは、将来においてはちょっと心配なところであるという中では、使わなくなったものは用途廃止していきなり、そういった格好でこういった部分を見直していかなければいけないだろうというふうな発言でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） はい、わかりました。まだ少し詳しく聞きたいので、後でお尋ねしたいと思います。

そこで、歳入のところで聞けばよかったですけど、ここでお尋ねしますが、家賃がちょっと滞っている方が決算上のこの金額見ると、2,872万8,000円が未収金として今回の決算書に載っています。この2,800万というのは、本来であればまず8,000万ぐらい、きちんと払ってもらえば8,000万ぐらい入ってくるものが、2,800万がちょっとおくれて入ってきてると。3分の1ぐらいがちょっとおくれて入ってくる家賃なんですね。やはりこれから件数がふえていくと、その割合も比例してくるのが一番怖いんですね。

ですので、ちょっと被災された方々から集金業務をがつつというのもこれは本当に気の毒なんですけど、やはりそれはいつかは払わなければいけない家賃でございますので、そこら辺はやっぱりちょっと厳しくやらなければ後々困ってくるという、2,800万を見てそう感じております。未収金の関係につきまして、どのような背景があつて2,800万ほどの未収金が出ているのか。そしてまたそれを減らすための方策がとられていると思っておりますが、今後1,000世帯、1,000戸に近づく町営住宅であります。やはり今のうちからそこら辺は対策をとり、事務処理をしていかなければと思います。2,800万円の背景、そしてまた今後における集金の管理、その辺につきましてお尋ねしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） はい、お答えいたします。

未収金の2,800万円の内訳でございますが、その主なものは平成23年の大震災時に資料等が流されておまして、その分の被災が約2,300万ほどございます。それ以後でございますけれども、23、24の分の繰り越しの不明金が約400万ほどになっております。25年以降、災害公営住宅としての未収金の額は100万ほどとなっております、現在その分の2,800万円のうち2,700万ほどがちょっと回収が困難な分となっております。

災害公営住宅に関しましては100万ほどとなっておりますので、その分については極力未収金のほうを削減する方向で職員は努力しておる状況でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

176ページ上段。進行します。

9款消防費1項消防費。進行します。

178ページ全部。澤山委員。

○3番（澤山美恵子君） 防災費についてお尋ねいたします。

今は地球温暖化で、気象庁ではかつてない猛烈な大型と表現する台風が最近頻繁に発表されています。これほど災害対応について言われている中で、大槌町においても想定外のことで間に合わなかったということではできないと思います。

そこで、現在の避難場所について伺いますが、先日の台風では大槌町全域に避難指示が出ました。避難場所は中央公民館や吉里吉里の体育館など限られた場所でした。町民は近くの避難場所に避難すると思いますが、皆さんを受け入れられるだけの用意はその避難場所にはないと思います。町内全域に避難指示を出す場合の避難場所について、平時から町民に明らかにしておくべきだと思います。この前の台風10号の大槌高校は、津波と台風では避難場所になったりならなかったりと、町民にはいまいち理解できないところもあるようです。現在災害の避難場所計画について明確に示すべきだと思いますが、現在の状況をお聞かせください。

○委員長（芳賀 潤君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

8月中旬以降の台風等、特に雨に関する災害に対する対応につきましては、やはりその避難施設の部分、指定されている部分が避難場所であったりあとは避難収容施設というふうな、なかなか住民の方に理解しにくいような表現の部分ではありますが、その避難収容施設に関するものとするれば、できるだけ収容できる戸数であるとか規模というのが基準として定められておりますが、現状としては、町内全域といった場合に住民全員が収容できるような施設はまだ十分ではないというところは実際現実問題としてはあります。それもどのくらいまで収容できるかというところが、やはりその公共施設の部分だけで賄い切れない部分も当然ございますので、やはり地域の中で安全な場所で収容できる部分というのは、やはりその地域との協働という部分でこれからまず決めていきたいなというふうに思っておりますし、やはりさきの全員協議会、議会等でも御意見いただいておりますとおり、そういった災害様態に応じた形の避難する場所に関しては明確にするように今内部のほうで調整を進めているところです。

○委員長（芳賀 潤君） 澤山委員。

○3番（澤山美恵子君） その津波と土砂災害であれ川の氾濫であれ、避難の場所とか全然違ってくると思うんですよ。やはり町民は津波のときはもう、大きな津波を受けて自分たち自身しっかり受けとめて、どこにどのように逃げればいいのかというのはちゃんと把握できていると思うんですが、それ以外の川の氾濫であったり土砂災害であったりの



避難する場所とか、まず避難する場所でも山のほうには逃げられないし、かといってその避難道路も土砂災害の危険があるために行けない。そういったときは近くの、例えば復興住宅であれ公営住宅であれ、高いところに一時的に避難しなきゃいけないと思うんですよ。そういったこともこれから考えていかなきゃならないし、避難訓練にしても、やはり津波の避難訓練と、そういった土砂災害であれ川の氾濫であれ、その避難訓練が違うと思うんですけど、そういったところは考えておりますか。

○委員長（芳賀 潤君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） やはり今回の震災による復興の関連の中で、特に津波の部分でいきますと、より安全に避難していただくというところは、やはり例えば山であるとか高いところに逃げさせていただくというところのお話の中で、やはりその逃げる方法の1つとすれば、山等の高いところもそうなのですが、災害公営住宅、要は俗に言う垂直避難も視野に入れたほうがいいんじゃないかということで、現在もその公営住宅に関しても、避難するスペースであるとか、あと避難した後に必要とされる物資を置く場所等々の部分に関して、関係部署との調整を進めております。既に竣工済みの公営住宅に関しましては、そういった形の避難者を収容するような形の対応を、協定なり取り決めに順次進めているところです。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 今の澤山委員の質問に対して、関連することなので質問をさせていただきます。この災害に関する避難という部分で、当然今考えられるのは土砂災害の危険性。特に津波以上に、今回台風10号のことで私たちは強く認識したところでございます。そこで、この土砂災害の中でも大槌町内は急傾斜崩落危険区域というのが幾つもあると。その中で我々住民が避難行動をとるときに、その基準となるハザードマップそのものがないというのを以前にもお話をして要望したところであります。また土砂災害の警戒部分について、法律の中では県知事による工事の後、市町村長に公示された事項を記載した図書を送付することになっています。警戒避難体制の整備等を定めた第8条第1項の第4号では、警戒区域内に学校などがある場合には、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用しているものの、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合、これらの施設の名称及び所在地を市町村長の地域防災計画に定めることになっております。これは、いわゆるさきの大槌高校が避難場所になるならないの問題の部分でありました。県土整備部砂防災害課土砂災害

対策担当に電話で確認させていただいたところ、基礎調査の結果を公表していて、指定にこそなっていないがいずれ指定されるかもしれない。いわゆる指定されるというのは危険区域として指定される。今は注意喚起の意味合いがあるんだという場所が、あそここの場所。こういう場所が大槌町内至るところにあるわけです。

そのことを踏まえて質問をさせてもらいますけども、このことを先日では町長と教育長は高校の場所がその危険区域であったことは承知していたと。ただ、このことを実は公表しなければならないんだけど、公表されていなかった。我々も知り得てなかった。そのことが、町民が避難行動をとるときにあの騒動を起こしたというふうに思っているわけです。県のほうは公表段階とはいえ、子供たちの安全安心のために、今現在すぐにもやらなければいけないことがあると思いますが、その辺について何か答弁があればお願いしたいと思うんですが、そのすぐやるべきことに対する答弁をお願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 大槌高校のところはちょっと調べさせていただいたんですけども、土砂災害防止法に関する急傾斜地の崩壊ということで、急傾斜地というのは30度の勾配がある高さの制限のあるところで、基本的にはもうほとんどその部分が急傾斜というふうになっております。さらに、戸数があってそれに応じて指定されると。指定された上での土砂災害防止の対策が行われるという中で、今回のところは急傾斜地の崩壊の基礎調査まで行っていると。基礎調査までは県のほうでは公表してございます。ただ指定にまでは至ってございません。指定になった場合は町のほうにもその指定告示の写しがきまして、例えばその部分に建物があった場合、今回の崖地近接の、津波のときと同じような崖地近接等のそういった補助事業の対象になりますので、それについては現在住宅課のほうでそういった対応は行ってございます。

今回の今言った大槌高校は指定になっていませんので、あくまでも基礎調査における注意喚起という中では、対処を何もするというようなことではございません。この部分でもう少し補足しますと、今回のこういった土石流とか急傾斜地なんですけど、広島の大規模な土石流災害があったときに、こういった該当箇所というのはかなりあって、それら全てをもう1回に公表しようということで公表したんですね。ただ実際今言ったようにこの調査がまだままならない状況で、簡単に言いますと対策法の前に、まず県のほうではこれを調査してくれというのは本来の形で、その中ではまだまだその調査が全然進んでないという中で、これについては県のほうでも国のほうにいろいろ要望して、

その調査費をつけてくださいということでやっています。

そういった中では、今のところこういった注意喚起の部分と、実際にその指定をして対策をしていって、それに応じて町のほうでも対策をするというのは、その指定になった段階からですので、それについては今回の大槌高校はそういった中ではあくまでも注意喚起の部分であるというふうに認識してございます。

○委員長（芳賀 潤君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 防災の部分でいきますと、さきの議会等でも御指摘ありましたとおり、住民の皆様に関しては、町のほうで指定しております避難施設に関しては、災害の様態に応じた形で避難するような形、明確にわかるような形の表示を施設に設置するとともに、広報等を通じて、例えば洪水であればこの避難所を使える使えないというのが一目でわかるような形の周知の仕方の準備を進めているところです。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 今の答弁受けるとなかなか調べるのが困難であるという答弁なんですけど、現状でわかる範囲のものをきちっと町民に知らせることで、町民は自分の命を守るという、参考になるというふうに私は考えるわけですね。

土砂災害警戒区域等における部分では、土砂災害防止法対策の推進に関する法律第8条の3項というのがあって、この中では地域防災計画に基づき国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路のその他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な処置を講じなければならないというふうにあるんですね。このことはやっぱり重要なことと私は思うわけです。

やっぱりさきの委員の質問の中で、大槌町内には避難場所とする場所に全員が避難できるだけの余地はないんだよという答弁があったとおり、全くそのとおり。今現状の中で、避難所となるところに避難するというのは困難をきわめることだと思うんです。であるならば、やっぱり自助共助。先ほど危機管理室長のほうからあったとおりだと思うんですね。私たちが自分自身で安全な場所を求めて避難行動をとることが一番重要になってくるというふうに私も認識をしておりますので、そういった基準になるのがそのハザードマップだと思うんです。ぜひこのことを早急に、現状全てを県にではなく

て、現在ある中でハザードマップをつくってもいいのではないのかなというふうに私は思うわけです。この先さらに深めてどこが本当に危険なのかをやった上で、またそれを改修するという形が私は望ましいと思うので、ぜひその辺を早急に進めるという考えはないかどうか、お願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 現在そのハザードマップ、過去につくったものもごさいますので、そこの部分、危険な箇所につきましては大きな変更が現時点でまず調査中でないというところですが、やはりまず過去住民の皆さんにもお示ししたのがしばらく前だということですので、そこの部分を全戸配布するような準備を進めております。

あわせて、やはりいつ災害が起きるかわかりませんので、先ほどあったその津波の場合、あるいは洪水の場合、もし洪水のほかに土砂災害も含まれる場合。それぞれ比較的安全とされる場所に関してはこの場所がありますよというふうな形の資料もあわせた形で配布をしたいと思っております。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

180ページ中段まで。

9款を終わります。

11時15分まで休憩します。

休 憩

午前11時02分

○

再 開

午前11時15分

○委員長（芳賀 潤君） 再開します。

先ほどの東梅康悦委員の質問に対して、保留になっている答弁の申し出がありましたので、これを許します。住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） はい、先ほどの質問にお答えいたします。

町営住宅入居者世帯300世帯のうち、政令月収15万8,000円を超えている世帯は21世帯でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 10款教育費1項教育総務費。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） まず初めに町長にお尋ねしたいんですが、予備費。

私はこの予備費というのは緊急あるいは不測の事態に備えて計上されるものということで、ここは全項目に予備費という項目があるのでここでお聞きしますが、私の認

識とどこか町の……

- 委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員、今180ページですけどもどこの予備費ですか。
- 8番（阿部俊作君） 180ページの教育総務費、教育費に関して、とりあえずこの部分で300万予備費計上になってますけども、このことに関して見解をちょっとお尋ねしたいと思ったんですが、違っていましたか。
- 委員長（芳賀 潤君） 続けてください。
- 8番（阿部俊作君） よろしいですか。私は予備費というのはそういう緊急事態のために計上されるものと、そう思うんですが、町長、元総務部長もなさったので、町長からお答えを願いたいと思います。
- 委員長（芳賀 潤君） 教育総務費の総額の300万の中にこの予備費等のものが含まれているかどうかというような中身ということで伺います。副町長。
- 副町長（澤舘和彦君） お答えします。まさしくそのとおりで、不測の事態に備えるという部分で予算措置が間に合わなかった、それから災害とか突発なことが出た場合に充当するものということになってございます。
- 委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。
- 8番（阿部俊作君） はい、わかりました。私もそのように思うんですが、実はこの教育委員会費という項目を見て、災害等々緊急を要する項目というのがちょっと見当たらないんですよ。ほとんど負担金、補助金、これは会費とかあらかじめわかる教育委員報酬。だから緊急的に計上した部分はどこに当たるのかという、ちょっとちらちらと見ているうちに疑問がわいたので、農林水産それから土木等はいろんな災害とかそういうのに対応するために予備費の計上というのがあるわけなんですけども、教育委員会に関してその緊急性というのは、それで300万計上になってます。そのことをちょっと、緊急性がないんじゃないかなと。
- 委員長（芳賀 潤君） 副町長。
- 副町長（澤舘和彦君） これについては負担金の中にある一番下の第88回選抜高校野球大会出場補助金、これになってございます。これは説明した上で、確か了解もいただいたような気がいたしましたが、支援に必要になるということで、予算措置の合間で間に合わないという部分で説明したような気がいたしました。
- 委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作君。
- 8番（阿部俊作君） はい、それはわかりました。それで、予算措置はいいんですけど

も、例えば不用額というのが、その緊急事態という300万を出しているにもかかわらずその倍、780万ぐらいが不用額になるわけなんですね。

それから高校野球大会というところに出しておりますけども、これ余ったお金とかというそういう話もちらっと聞いたんですけども、大会に出してその決算というのは当町においてはどのように把握されているのかお尋ねします。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員、今のは300万高校野球に支出した。それであっても何かその世の中では資金が少し繰り越したんじゃないかということの決算報告の中身だということよろしいですか。

○8番（阿部俊作君） この部分に関してはそうですし、計上するこの不用額というのが、つまり780万。300万を非常事態みたいにやったんだけど、不用額。ここの項目で全部トータルする、不用額をね、これをトータルすると780万ぐらいになるんだが、予備費出さなくてもいいんじゃないかなという、そういう疑問を持ったのでお尋ねをしたわけです。

○委員長（芳賀 潤君） 780万という数字はどこにあるんですか。（「これ合計して、約」という声あり）副町長。

○副町長（澤館和彦君） おっしゃることは理解いたしました。

支出科目はそれぞれございまして、これはここから出すというふうな決まりがございます。そういった部分で、補助金に関してはここに計上するということになってございますので、19節で対応しているという状況です。あとそのほかの不用額を集めようとすると全ての部分から流用かけたり、そういった作業になるものですから、予備費で対応させていただいたということでございます。

また、最初の決算報告は来ております。そこは確認してございます。幾らか余ったか、確かに大槌町も釜石も補助金は出してございます。その上であと賛助会費とかいろんなOBとか、いろんな方から集めたと思います。その結果比率等ですね、当然長くずっといけば当然足りなくなったりもするし、そこら辺はなかなかやっぱり調整した上できちっとしたことはないのかなというふうに思います。余るか余らないか、足りなくなる可能性もあるわけですし、そこら辺はあるのかなと思います。ただ、うちのほうでも決算というか支出の収支についてはいただいております。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

182ページに入ります。全部。進行します。

184ページ上段まで。進行します。

2項小学校費。84ページ全部。進行します。

186ページに入ります。澤山委員。

○3番（澤山美恵子君） 放課後学習支援活動事業委託料についてお聞きいたします。

この事務事業の説明の中に、復興に向け日々変化する生活環境の中、「放課後等において安心安全な学習環境を提供し」とあります。その中にちょっと絡めてお聞きしたいんですけど、通学路のことでいいですか。（「はい」という声あり）

これから冬になるわけですけども、夕方はだんだん暗くなります。そして通学路の街灯、大ケ口のところも暗いんですよ。そこら辺、やっぱり安心安全な環境をつくるためには街灯が必要と思われまますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（芳賀 潤君） 通学路の安全確保という視点で答弁願えればと思いますが。学務課長。

○学務課長（松橋文明君） 委員御指摘のとおり、町民の方からもちょっと暗くて心配であるという情報が入ってましたので、今どのようにしていくかということで検討は進めている段階でございます。いずれ通学路検討委員会で学校として決めたものでありますが、今後いろんなところで不備等が出てくる場合には、適時対応していきたいなというふうには考えてございます。

○委員長（芳賀 潤君） 下村委員。

○2番（下村義則君） 大槌子どもセンター運営スタッフ謝金に絡めて質問したいんですが、よろしいですか。

○委員長（芳賀 潤君） 中身がわかりませんので。

○2番（下村義則君） それでは本当は福祉のほうの障害のところで言いたかったんですが、ぱっと通り過ぎてしまって、ここでちょっとやります。というのは、この間のリオオリンピック・パラリンピックも終わりました、それで今度岩手国体でパラリンピックもやってますよね。4年後には東京オリンピック・パラリンピックがあると思います。

それでこの間役場の福祉のほうから聞きましたらば、大槌町で障害を持っている子供さんなり成年、何人と聞いたんですが、詳しい数字ちょっと持ってこなかったんですけども、そういう人たちが今度の岩手国体に大槌町から2名参加するということは聞いたんですけども、その人たちはどういう種目に参加したかはちょっと存じ上げませんが、大槌町として、例えばその小学校中学校にそういう子供たちがいましたら、例えば私も

ちょっと今不自由な体になってますけども、椅子に座ってボールを持って投げることはできます。だから大槌町でも、その障害のある子供たち、大人の人でもいいんですけども、振興、育成、そういうのをしていくような施策というのを考えてもらって、そういう育成者というか指導員というのを何かあれしてもらって、4年後の東京オリンピック・パラリンピックに1人でも多くの選手が大槌町から出られるような施策を考えてほしいんですが。それに対しての予算をつけてほしいんです。

○委員長（芳賀 潤君） 決算委員会なので予算要求ではなくて……

○2番（下村義則君） 予算がこのぐらいありますので、何とかまず、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 私のほうでちょっと修正させていただきます。

子どもセンターの運営スタッフ謝金の中に、例えば障害を持たれている方等のサポートをしながらという指導員等の謝金等が含まれているかどうかについて答弁をお願いします。学務課長。

○学務課長（松橋文明君） この子どもセンター運営スタッフの謝金につきましては、4名町として支出をしております、その障害を持った児童生徒に対しての専門のスタッフというものではお支払いはしていない状況でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 下村委員。

○2番（下村義則君） ぜひ何とかそういう障害がある人たちにも、そういう何か希望が見えるようなことをこうやって、何というか、そういう施設でそういう指導員を置いてやってもらえるようなことを考えてもらえればと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 要望として承ります。東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 発災から6年がたとうとしてますが、この間、子供たちも結構情緒不安定であったりという話が聞こえてましたし、私もそういう現場に行き会ったことがあります。それで6年たつわけでございます。学校も沢山に新しくなったと。ただ、中にはまだ狭い仮設の中で過ごさなければいけない子供たちもまだ多くいると。それで子供たちの態度ですか。そういう状況は去年よりはどうか。カウンセラーとかいろいろ教育委員会も手を尽くしてますが、年数がたっていくと徐々に落ちついてくると思うので、そこら辺の成果をぜひ言ってもらわなければ、今の子供たちがどういう状況にいるのかというところがわからないんですね。ですので、ぜひそこら辺を詳しく教えてくださいたいと思います。



○委員長（芳賀 潤君） 学務課長。

○学務課長（松橋文明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当町の児童生徒の状況でございますが、発災以来6年が過ぎようとしておりますが、非常に順調に育ってきてるといいますか、非行等の事項等もございませんし、各地区から今視察が非常に多くいらっしゃるんですけども、どの方々からも何回も挨拶をされて非常に気持ちがいいということで、非常に子供たちの態度はよいのかなというふうには思っておりますが、ただその仮設にいるストレスとか、そういったものでまだ4分の1の児童生徒についてはまだ心のケアが必要な状況でございます。これは津波そのものというのもございますし、全くそうではなく、仮設に住んでいてということですね。中には新しい家を建てて移ったんだけど、今度はその家が広くて自分の部屋にいるのは怖いという、茶の間に降りてくると。そこで時間を過ごす子供がいるということで、心の悩みもさまざま個々ありますので、それには今スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーを通して対応はしておりますし、学校の先生方にも逐次見ていただいて、ケース会議などを毎月開いて対応しているという状況でございます。

それから学習面においても、前回もお話をしましたが、英語検定においては5級の取得率が大体50%、4級も30%近く、それから3級も30%。準2級を取っている子供も9年生のところでは8名いるということで、今までではなかなか考えられなかったところがございます。また英語以外につきましても、国語につきましては、2つしかない学校なんですけども、片方で沿岸南部教育事務所管内で7年生が1位という成績を修めるようになってきております。教科によってバランスがございますが、県との開きも徐々に縮まってきているという状況でございます。

それから今新しい校舎に移って一生懸命子供たちが活動しております。最初はあの坂を上るのは非常に苦しそうで、見ていてかわいそうだという声もあったんですが、最近ではなれてきたのか、にこにこ笑いながら登校しているという状況で、今のところ教育委員会だけではございませんけども、町民の方々の御協力もあって、本町の児童生徒は健全に育成されているものというふうに思っております。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

188ページ上段まで。進行します。

3項中学校費。進行します。

190ページ下段まで。進行します。

4項社会教育費。進行します。

192ページに入ります。全部。進行します。

194ページに入ります。全部。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） この文化財保護審議会委員報酬ということで、文化財の保護審議会ということについてお尋ねしたいんですが、文化財保護審議会は何回ほど開かれて、どのような諮問がなされたかをお尋ねします。

○委員長（芳賀 潤君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧澤康司君） お答えいたします。文化財保護審議会は昨年度は1回開催しております。内容的には蓬莱島の補修についての審議を行っております。以上です。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 今年度でしたか、保健センターの話が出ましたけども、保健センターに関してはこの前のあれから代官所跡ということなわけなんですけども、まだ諮問にはなっていないわけなんです。

○委員長（芳賀 潤君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧澤康司君） 委員おっしゃるとおり、まだ諮問にはなっておりません。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） ちょっと町長とそれから教育長にお尋ねしますけども、これ報告書、一般質問で出しましたけども、これいろいろ指摘しましたけども、これは正しいということで教育長は思っているのか、それをもう一度お聞きします。

それから町長と懇談したときに、これでは代官所はこの建物のそっちの広場のほうにある、駐車場にある。そこを発掘してみて礎石ができれば、この保健センターを建設しない、こういうことをちょっと思いましたけども、この場でそれをお話できますか。確認したいと思いますけど。

○委員長（芳賀 潤君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 前回もお話し申し上げましたとおり、調査発掘に係る職員の専門的な知識であるとか技術の面で、調査の対象となる遺跡について、その発掘調査をするのに十分な能力と経験を持った方々を調査員として依頼し、発掘し、その報告としてまとめたものでございます。ということで、検討委員会をかけながら、個人の見解ではなくて検討委員会という形でまとめ、報告書として著したものでございますので、その発掘の調査の事実に基づいてまとめられたという点で私は間違いではないと。報告はそ

のとおりだろうというふうに思っています。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 私が阿部委員とお話ししたのは、どこまでも文化財を大事にしたいという思いでありますので、試掘をしてそういうことが出れば、もちろん町の大事な物だと思いますので、そういう話をさせていただきました。

○委員長（芳賀 潤君） そのほかに。進行します。

196ページに入ります。東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） この工事請負費のところでお尋ねをいたします。イトヨの生息地、源水川の部分でございます。

ここはきれいに工事をされて、イトヨの環境を整えるということで工事も終えているようです。ただ、以前のように、町民の方または外から来られた方に見せるという形ではまだ整っていないというふうに私認識しておりました。そこで今後、あそこの整備をもっと進める予定があるのかないのか、その辺をお尋ねいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧澤康司君） 将来的には源水側の岸辺に案内板、説明板というか、そういうのを設置したりして整備していきたいと考えております。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 案内板の設置、それからイトヨも年がら年中いるわけではなくて、産卵を終えると魚の姿は見えなくなるという一年魚というところもあります。だから時期によっては見れない時期もあるわけでございます。そこで、そういったイトヨの生態に関するきちっとした表示等も必要なかなというふうに考えているわけですが、その辺も踏まえて、今役場の町民室のところにも案内板、そのイトヨに関する、生態に関するものが設置されておりますけども、そういったものとあわせながら、きちっと見える化を進めていただきたいなと思うのですが、その辺どの程度段階的に進めていくのか、その辺をお尋ねいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧澤康司君） これからの課題だとは思いますが、委員御指摘のとおりその辺を検討して進めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 検討したい、やっていきたいという答弁ですけども、イトヨとい

うのは天然記念物、大槌町は郷土財として活用したいんだという、きのうの町長の答弁もありましたように、その源水も含め、また町民室、それから確認されている旧栄町あたりであるとか、そういったところを含めながらぜひその環境整備を整えてもらいたいと思います。そういったあわせた環境整備のあり方まで含めて検討する用意があるかないか、その辺をお尋ねいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 町の天然記念物であるイトヨにつきましては、先ほどお話があった源水だけではなくて、跡地利用として考えていることも含めて、点と点ではなくて線にもして、面にもして、そういう形での取り組みが必要だと考えております。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

198ページ上段まで。進行します。

5項保健体育費。進行します。

200ページ全部。進行します。

202ページ下段まで。進行します。

11款災害復旧費1項農林水産業。進行します。

204ページに入ります。上段まで。進行します。

2項土木施設災害復旧費。進行します。

3項文教施設災害復旧費。進行します。

206ページに入ります。

12款公債費1項公債費。進行します。

13款諸支出金1項普通財産取得費。進行します。

2項災害援護資金貸付金。進行します。

14款予備費1項予備費。進行します。

当局側の席の入れかえがありますので、暫時休憩します。

休 憩

午前11時40分

○

再 開

午前11時45分

○委員長（芳賀 潤君） 再開します。

15款復興費1項復興総務費。及川委員。

○10番（及川 伸君） 2目の情報化推進費についてお伺いします。

委託料の情報通信基盤災害復旧事業業務委託料について、まず事業の内容について、概要を説明していただきたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 208ページに入ってます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 26年度からの繰越明許費の事業でございまして、震災により被災した被災者の方々が再建する場合の住宅でのテレビ、ケーブルテレビ、あとはブロードバンド関係の回線整備の工事でございます。調査設計監理及び工事費として、業務委託しているという内容でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） 当然事業費が繰り越しになっているということで、来期も費用を使って改修等入っていくと思うんですが、昨日も小松委員のほうから質問があったとおり、そのケーブルテレビの使用に関してなんですが、再三私も前々任期ぐらいからずっと建設に関しての一般質問やら、それから設問やらしてきたわけなんですが、このケーブルテレビの活用の意義というもの、これを当局はどのように考えているのか。ただそのテレビを見るだけのコンテンツとして捉えるのか、それともそのアプリケーションを広げて、例えば将来に向けて在宅医療であるとか、それからテレビでバーチャルでショッピングをするとか、そういうものにつなげていくという視点はないのか。

そうしたときに、例えばきのう概算で言っていた7億、10億かかるという試算。これが高いか安いかわかるものを、もう一度見直して考え直す時期じゃないのかなというふうな気がしてるんですね。

もう1点は、今回台風に乗っていろんな準備を当局はしてきたと思うんですけども、一番我々にとって必要なものというのは正確な情報なんです。正確な情報というのは、やはり当局から発信される防災無線、これによる情報。これを一番頼りにするわけなんです。台風の状況で風速30メートルを超えると外に出られません。家によっては、雨戸を閉めて締め切りになると防災無線が聞こえない。出してしまうと風で飛ばされる危険状態にある。そうするとやっぱり宅内に防災無線の端末を置くということが必要じゃないのかなと私は考えます。

前も質問のときに言ったとおり、釜石ではこういう事例がありました。まずはその情報を聞こうと思って、防災無線を聞こうとして出た御婦人が、その風にあおられて土砂に流されて亡くなったということが1件事例としてありました。こういうことはやっぱりあってはならない。

ですから、安全のためにも家庭内で情報を聞けるような、そういうシステムを今後町内で、しかも全戸で確立する必要はないのか。そういったときに、ケーブルの配線というのがすごく生きてくるんだと私は確信しております。これは釜石のほうのケーブルテレビのほうでも実際にやっていることなので、これはもう確実に安全かつ情報の徹底ができるということなんですけど、ちょっと設問が長くなりましたけれども、そのケーブルテレビの意義というものを、今の視点に従ってどういうふうに当局は考えているのか。もう一度お答えいただきたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 昨日も御質問があったんですけども、まずケーブルテレビのそもそもの導入目的でございますが、テレビの難視聴地域の解消ということが目的で導入したという経緯、議員も御承知だと思いますけども、ございます。すなわちテレビ難視聴地域以外では、アンテナを設置すればテレビの受信、テレビを見ることは可能だということになるわけでございます。

コンテンツの拡大ということですけども、ケーブルテレビ、私もちょっと勉強不足だったのできのうちょっと確認させていただいたところですけども、今のケーブルテレビの光回線といいますか、その段階では双方向は無理で一方的な発信のみの状況のケーブルだということでありまして、その面を今活用しているのが1つは議会中継、あとはお知らせというコンテンツを準備しているということでございます。

委員のほうから御質問のあった、例えば福祉とかそういった部分での、双方向という形での部分につきましては、ブロードバンドというかインターネットの部分で、その部分は中身によっては可能なものということも、中身的にはあるというふうにも認識してございますが、ただ具体的にコンテンツをどういったものをしていくかとなりますと、全町挙げて情報化推進計画のようなものの中でその計画を取りまとめして、どういったコンテンツをどういった形で発信もしくは双方向にするかという部分で、計画的に行っていかなければならないというふうに認識しているところでございます。

また、きのう私がちょっと説明で舌足らずで大変失礼だったと思うんですけども、議会をですね、ちょっと質問とずれるかもしれませんが、議会中継をケーブルテレビでというお話もあったわけですけども、確かにそのケーブルテレビを活用してという部分で考えた場合、今その視聴できるテレビを、視聴できる地域にケーブル敷設となりますと、その目的は、今現時点ではどちらかというと議会中継がメインになってしまうという

ころでございまして、復興が今道半ばの現状でもございます。限られた一般財源を住民のために、喫緊で行わなければならない復興事業にまず導入して、復興をなし遂げることが最大の目的ではないかと考えているところでございます。しかるに議会中継のためのケーブル敷設の費用対効果、優先順位等を考えた場合には、なかなか現状では難しいものではないかなというふうに考えているところでございます。

ただし、きのう小松委員のほうからもありましたけども、御指摘のとおり議会の広報のあり方という視点で考えた場合には、現在は傍聴、きょうもお見えになっておりますけど傍聴ができる。または議会報を発行しております。また、ケーブルテレビで一部放送がタイムリーとかオンタイムで見られるという状況に一部なっているという状況でございます。当然のことながら議会事務局との協議が必要であるというふうに思っておりますが、例えばインターネットでの配信、議会中継の配信、もしくは日中どうしても議会の傍聴することができないという方々向けに、例えば議会中継を録画し、DVD化して貸し付けをすとか、そういうさまざまなコンテンツの充実に向けて、議会事務局と一緒に考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（芳賀 潤君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） 丁寧な御回答ありがとうございました。

ケーブルテレビの必要性ということで、何でケーブルテレビが発展したかというのは、難視聴解消。要するに今部長から説明あったとおり、テレビの映りが悪いところの解消政策として総務省が導入された事業だったと思うんですけども、今やそのデジタル化になって、アナログ放送からデジタル放送になって、デジタル対応するために光ファイバーの設置ということで、この事業がまた4、5年前導入されたという事実は御承知のとおりだと思いますが、この双方向光ファイバーをただ敷設するだけではもったいないと。容量がすごく大量なんですよね。テレビの単発、要するに単方向だけの送りだけだともったいないということで、各自治体がいろいろと工夫して、双方向で、今やその在宅医療、釜石なんかも在宅医療やってみましたけれども、そういうものに活用していく。将来に備えて、やっぱり独居老人がふえていく可能性がすごく高いので、その買い物。これをテレビショッピングするというようなことも考えている自治体も最近多くなってきました。こういうところも災害復旧ということで、復興を兼ねた形でのトータル的な考え方にして復興を考えると、そういった面もその復興の中に組み入れた復興のあり方というものを検討すべきじゃなかったのかなと、私は今さらながら考えるんですよ。

それで復興住宅、それから復興アパート。こういうものが建っていくときに、新たに双方向機能を内部に宅内配線する場合、コンクリートに穴あけたりとか余分な工事がまた発生していくんですね。そうすると、またオプションでお金がどんどんかかっていくというようなことがあるわけですよ。ですから、もし導入されるという、そういう考え方があれば、一緒に工事を集合化してやっていくという方法もあったかと思うんですね。

ですから、今さらながらの話ですが、将来的にやはり事業、巨額なお金がかかるということで、過疎債でもなかなか追いつかない。以前は農水のほうの補助とか総務省のほうの補助とかいろいろありましたが、最近は頭打ちということで、事業費が削られて今そういう補助金もなくなったようではございますけれども、今後やはり少しずつ準備して、そういう方向も検討する機会が、今部長が述べられたとおり、今もう中心市街地の活性化方で手いっぱいだというところも私も承知しておりますが、将来的に第2、第3のステージになったときに、ケーブルテレビの使用というものも検討していく必要がある時期が絶対来ると私は思うので、その辺もどこか頭の隅の中に入れておいて、またこれで終わりだよと、ケーブルテレビはやらないよというのではなくて、町民アンケートにも応えるように。町民のほうでもケーブルテレビの使用というのを望んでいるところはあるんですよ。前に町民アンケートやったときも、ケーブルテレビを見たいというような家庭も結構あったものですから、そういうのはどうしても私は頭の中にひっかかかっていて、実現させて議会放送だけじゃなくしているんな町の行事等も見せてあげたいなというふうに思ったものですから、そういう考えで一般質問をしつこくやった経過があるので、町長その辺検討のほうまたしていただくようお願いできないでしょうか。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） ケーブルテレビのお話ですが、まず今の状況では厳しいというのは総務部長が話したとおりであります。この事業を行いますと、やはり個人負担というのはかかります。現在月500円かかりますので、それがこれからそういう形で敷設をしてやっていく中では個人負担がかかりますので、ケーブルテレビを引いたけれども加入しないという可能性もないわけでもないということがございます。

コンテンツの関係では、今議会中継と広報という形になりますが、体制も含めてしっかりとそうなれば、番組づくりやらお知らせやらにつけても、かなり人数が割かれるだろうという思いはございますので、ケーブルテレビだけじゃなくて、難視聴の部分だけではなくて、町ができたあたり、また防集団地ができたあたりに、しっかりと方向性を



出していくと。

このケーブルテレビをどう使うかという部分につきましては、今現在総務部長が話したとおりでございますけれども、しっかりとこの復興が終わった後、またこれから町を発展させるためという観点で、次の町政発展計画の中でもしっかりとその辺はうたってまいりたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

15款の1項まで終了いたします。

1時10分まで休憩とします。

休 憩

午前 1 1 時 5 9 分

○

再 開

午後 1 時 1 0 分

○委員長（芳賀 潤君） 再開いたします。

208ページ。15款2項復興推進費から再開します。小松委員。

○14番（小松則明君） 私は復興の委託料というものに関してお伺いいたします。

この大槌町は東日本大震災から今、工事を始めております。普通工事というものは、最初に入った業者が仕上げまでいるというのはごく普通のことではありますが、いろんな大きな工事がありますので、いろいろ人選の入れかえがあると存じますが、ただしですよ、この大槌町をつくる業者は、これから大槌町民が何十年、何百年住むわけですよ。それを最後まで見届ける、その職務に没頭してる職員は、最初から来てる人ですよ、そういう人たちはちゃんと残っているのかということをお心配しておりますが、そういう部分に関して何か情報はございますか。

○委員長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今、委員お尋ねの復興事業を進める上において、町の場合については町方復興CMrと大槌復興CMrといった2つのCMrがありますけれども、その中でこういった職員が最初から最後までいるのかといったことについての御質問だと思います。

ちなみに町方地区ですけども、町方地区については現在6名残っておりますし、また大槌復興CMr、町方以外の浪板、吉里吉里、安渡、赤浜、小枕・伸松地区のほうにつきましては、合計11名ほど今現在残っております。以上でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 6名と11名、この方たちは最初大槌町に入ってきて、大槌の風土、人柄、そして地域、いろんなものに入って進めてきたと思っております。その方々に、例えばですよ、その方々は大槌にいるのは嫌だと言ってるかはわかりませんが、業者なれば最後まで見届けて、自分の会社がここまでやってきた、大槌町を私がつくったんだという意味で、そういう方々は残していくのがこの土木に関する私は熱意というか、義理だと思っております。大槌町をただの事業だと思って来る会社、そういう会社だったら大槌町はいらないと断るべきです。大槌町をつくって、何百年先まで私たちはこの大槌町をつくったんだと。そういう意味で誇れる会社員がやってほしいと思っております。今、途中でこういう話をしているのもおかしいかと思えますけども、やっぱり土木業者というものはということを考えた場合には、そういう意味で、最後にその人たちに私は聞きたいです。あなた方は大槌町をつくって、最後どう感じましたかと。私もこの復興が終わったら、最初から最後まで見て自分なりに判断したいと思えます。これは、議員みんなでもあるしここにいる当局側も同じ思いだと思います。その意味で、この人数というものの人たちは、いずれ出るかもしれませんが、残るということで11人と6人、17人ですか。17人で最後までまわって大槌町はどうだったんだという最後の締めくくりの論文でもないが、そういうものを聞きたいと思うが、それに関してはどうなんでしょうかね。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと話が変わるんですけども、町で発注しているCMrの総括責任者は、実際最初からの総括責任者じゃないです。実はたびたび工程のおくれ、これは町の行政側による、例えばその用地関係とか、そういったものもありますけども、その業者側の部分もあるというところがあって、お互いに協議した上で変わってもらってます。もっと強い体制にしてくださいと、会社のほうには言って人を変えています。

そういった中で言えば、今いる方々もきちっとやってくれば、当然私たちはそれで満足しますし、例えばだめであれば、また会社と交渉してもっと別な体制でちゃんと工程を守れるようにやってくださいというふうにこれからもやっていきたいと思っております。

○委員長（芳賀 潤君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 工程のおくれるおくれのない話じゃないんですよ。誇れる仕事をやってほしいという意味で、最後にできたものに対して自分たちで評価、また町でも評

価、私たちも評価するでしょう。そして、まして大槌町民は、こういうまちづくりにしてよかった。いろんな部分につくる部分もあるし、それに携わる人たちもあるという意味での私の解釈でございますので、まず、その部分に対しては、局長が言っただい部分での言い方は言い方で、それは納得します。私は私なりに解釈の部分もわかっているからええと思っております。それに関してどうでしょうか。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） うちのほうもその業者と色々なこう、トラブルというかいさかいというのはしたくないので、きちっと業者のほうも今言ったようなプライドを持って、きちっとつくった工事を作品と呼んでいるゼネコンさんもありますけども、ちゃんと仕上げをいただいて、お互いに最後まで、お互いにいい関係できちっと復興をなし遂げていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 工事請負費のところでお尋ねをいたします。

以前同僚委員のほうからもこの工事請負費の中で、地元の下請に入る業者さんが、元請さんからの工事の費用が遅延することによって、資金繰りが大変なんだという話がありました。当局では、その契約内容があれば金融機関からつなぎ融資もできますよという答弁もあったやに記憶しておりますが、今現在この工事を進める上で、町内の業者さんたちはきちっとその資金繰りが回って、工事にかかっているのかどうか。その辺のところを当局のほうで把握されているかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 資金の関係ないしその契約の関係、そちらのほうになるかと思えます。全体の、町方のほうについてはURさんのほうで管理されているのでちょっと把握していないところはあるんですが、町のほうで発注している大槌復興CMr、こちらのほうに関しては町内に発注している部分が大体4割ほど。町外に発注している部分が当然ございまして、それについては大体6割ほどというふうになっております。

また、資金の関係ですけども、今回の決算審議の中では出来高不足ということもありましたので、今回は不用額というものが発生しておりますけども、年度当初に前払い金というものをまずお支払いをCMのほうにしておりまして、その中から専門業者のほうへの支払いもしていただくと。それについては出来高に伴ってまた生産を行っていくと

いう繰り返しになりますので、銀行から一時的に借りたりとかという手続もあろうかと思えますけども、基本的には前払い金の中で動いていただいて、27年度分については不用額として、その出来高がなかった部分について戻し入れてもらっているといった状況でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 今の答弁を聞いて少し安心をいたしました。今後もこの復興事業は続いていくわけでございます。ぜひ地元の業者さんが仕事しやすい、その環境づくりに努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 私は13の委託料で、沢山地区幹線道路整備業務委託料というところでお尋ねします。

多分これ小中一貫校、高校までの通学路に関する道路かなと思ってお尋ねしてるんですが、この横断歩道は小中一貫校までは両側にありますけども、高校の場合は片側ということで、それでこの横断歩道から学校に入るところ等々、高校生を含めて横断歩道がないんですよ。道路標示が。これをどのように考えるかというか、つける予定があるかどうかをお尋ねします。

○委員長（芳賀 潤君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） ちょっと現地の状況を十分把握できていないところがあるんですが、その辺の安全性とか、その辺再度確認した上で必要に応じて対応していきたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 高校の場合、グラウンドのほうに横断歩道があってそれから校舎に移動すると。その間の横断歩道もないし、それから左側をずっと小中一貫校付近まで行くと、今度は右に曲がる横断歩道がないということなんです。

なぜこういうことを言うかといいますと、万が一事故があった場合、生徒が道路を渡って行こうとするときに横断歩道がなければ、子供たちが道路に飛び出したということになるんですよ。横断歩道があれば、運転者はその歩行者を守るというか、安全に渡らせる、優先というそういう順位が違います。万が一事故があった場合には、あるとないとは責任の所在、そういうものも全然違ってきますので、子供たちが安全に登校する。そのためにも少しでもやっぱり横断歩道をつけなければならぬ場所だと思います。

学校の前ですので。そういうことでぜひつけてほしいと、そういうことをお願いしながら質問に代えさせていただきます。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 横断歩道の設置でございますけども、道路管理者がつける場合もありますけども、基本的には使う側。今回の場合であれば、大槌高校さんのほうでの通学に関して必要があれば、それについて町でも協議すると。この許可については公安委員会の部分になりますし、交通安全に関しては警察の管理でございます。

したがって、そういった御要望が高校さんのほうからある、あるいはこちらのほうから聞いて、そういったものがあって必要であるということであれば、またそれを公安委員会のほうに出して、その許可がとれたら道路に、簡単に言いますと町では横断歩道の設置する工事はできますけども、そういった内容については、どちらかというと言ったような交通状況の把握とか、利用者側、いわゆる今回の場合はスクール、通学路といえますか、そういった側のほうの必要性というものがまず一旦出て、それに応じてつくっていくというような形になろうかと思えます。公安委員会そのものがむやみやたらに何カ所もつくることをなかなか認めてくれませんので、そこら辺はちょっと高校さんのほうと話をして、必要性のある部分について進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 実はいろいろありまして、高校のほうを調査しております。確かに今おっしゃったように、公安委員会どうのこうの、それからお金がかかるどうのこうなので、本当は欲しいという希望があるんだけど、という話でした。大槌町として、やっぱり高校を含めて、この町の未来の子供たち。それで高校をなくしてはならないと、そういう思いがあるわけなんですよね。そういう中で、釜石のほうに300万臨時からぼんと出す。こういうことが行われています。地元の高校にもやっぱりそういう生徒の安全安心という、万が一事故があったときにやっぱり子供を守るというのは横断歩道でもありますので、よろしく願いいたします。答弁あれば。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） いずれあの工事は全然問題なく、いくらでもお金は出してやりますので、問題は高校と、交通安全は町民課のほうなるんですけども、そこら辺できちっとやっていただければ、工事はいつでもいたしますので、前向きに対処したいと思

います。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

210ページ中段まで。進行します。

3項復興政策費。佐々木慶一委員。

○1番（佐々木慶一君） 13の委託料の安渡・赤浜地区公民館のことについてお伺いしたいと思います。

おかげさまで安渡公民館も、大分時期おくれましたけれども、ことしの12月に竣工するというので、引き続き赤浜地区、それから吉里吉里地区も公民館事業にどんどん着手していくことになると思います。

それでお伺いしたいんですけども、ものができ上がった後の管理方法なんですけれども、震災前のおり町のほうで直接管理する形になるのか、あるいは別の管理方式になるのか。特に安渡地区についてはもう12月に竣工するということなので、その辺が決まっているのであれば教えていただきたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧澤康司君） お答えいたします。安渡公民館、分館の管理方法ですけども、生涯学習課のほうでちょっと検討いたしまして、供用開始して、当初は今までどおりの分館長を置いての管理ということで、1年か2年ほど維持管理とか、そういった状況を見て維持管理、あとは管理方法とか状況を見て、指定管理とかそういった制度も視野に管理を進めていきたいと思って、今現在のところは検討しておるところでございます。

○委員長（芳賀 潤君） 佐々木委員。

○1番（佐々木慶一君） 供用開始してしばらくの間は従前どおりの管理方法で行うという理解をしました。この後多分様子を見て、今のお話ですと指定管理制度にするかどうかというのはこれからの議論になるという話なんですけども、その指定管理の請負業者をどうするか。専門の業者にするのか、あるいは地域によっては町内会で受けるというところもあるようなんですけども、そういう方向性があるのであれば、早目にその受け皿のところにアナウンスしておかないと、なかなか受け皿のほうでも意思決定に時間がかかると思いますので、そこは前広に情報公開をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（芳賀 潤君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧澤康司君） 今言ったとおりに、早目にその辺の結果報告はしたいと考えております。

○委員長（芳賀 潤君） 佐々木委員。

○1番（佐々木慶一君） この委託料のところでもう1点。3つ目になるんでしょうか。

一番最後の大槌町震災遺構保存調査業務委託料関係なんですけど、650万ほど。この成果に関する説明書の中で、59ページから60ページにかけてこの部分の説明があるようですけれども、60ページ側の上の段の2項目目ですか、当該事業の課題、評価、今後の取り組み方針ということで、最後の2行にあります旧庁舎の扱いについては、取り扱いの判断を行う上で前提となる施設整備、検討を進めているとありますけど、この内容についてお聞かせください。

○委員長（芳賀 潤君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） ここで言っている施設の整備検討を進めているというのは、今年度実施しております、まず納骨堂の整備。あとそれから今後予定している鎮魂の森の整備ということになります。

○委員長（芳賀 潤君） ほかに。下村委員。

○2番（下村義則君） 私も委託料についてお伺いいたします。

そこの中の生きた証プロジェクト推進事業のところなんですけど、まずこの3,100万の内容を教えてくださいませんか。

○委員長（芳賀 潤君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 委託料の中身につきましては、27年度、26年、27年度合わせまして、岩手大学に対して、大学に対して委託した内容の総額でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 下村委員。

○2番（下村義則君） 実は去年の9月か10月ごろ、私たち議員2人が生きた証の委員に委嘱されまして、1回去年出たんですね。そしてその後に2、3回新聞で生きた証事業の、何か町長さんとかいろんな住民の方々とか、まず新聞とかテレビ等々で見えますが、もし私たちがその委員として終わったのであれば、それをお知らせしてもらわないと、私たちは委員なのか委員でないのか全くわかりません。どうですか。

○委員長（芳賀 潤君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 生きた証プロジェクトの事業につきましては、平成27年

度で事業は一旦終了ということにいたしまして、それは岩手大学院の委託ということを完了したという認識であります。28年度、当年度につきましては、町民主体の生きた証事業にシフトするという事になっております。

○委員長（芳賀 潤君） 下村委員。

○2番（下村義則君） それは存じてますが、私たち委員2人いるんですが、その人たちには終わったからまずいいですよとか、ちょっとそういう話があってもいいと思うんですが。そういうのは言わないことになってるんですか。どうなんですか。

○委員長（芳賀 潤君） 委嘱状の任期を含めて答弁したほうがいいんじゃないですか。例えば年度末で終わってる、委嘱になってるのか、そこら辺もちょっと。私は不明なんですが。公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 委嘱状の中身までたゞいま私把握できておりませんので、明確に27年度で終了というふうになっているかどうかの確認をしてから答弁させていただきます。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 私も委託料のところで質問をさせていただきます。

これまで、復興を進めるに当たっていろんな大学さん等の御支援をいただいて今日までであるというふうに、大変その委託を受けてくれた外部の皆さんには感謝しているところでございます。その中で、さきの一般質問で、同僚議員からの質問の中で、ちょっと不安になった部分があったのでここで質問させていただきます。

今後まちづくりを進めていく上で、コーディネーターの役割を果たすというのは、私も役場は今マンパワー不足の中で内部だけでやるというのはかなりきついものがあるんじゃないのかなと。今後も外部の力を借りながら進めていかなければいけないのではないかなと思っているところなんです、町長は、これからは役場内でまちづくりを進めていくということを主眼にしたいというふうなお話もありました。そこで、平成24年に東京大学との連携協力協定というのがございます。そのほかにも秋田県立大学との連携協定もございます。こういったものが今現在どうなっているのか。何か最近、以前は東大の皆さんが大槌町内至るところで見られたのが、最近見られないという現状があって、また秋田県立大学にしても全然見かけてないなというところもあつたりして、一体あの協定は何だったのかなと。その辺の協定の中身についてお知らせいただければと思います。



○委員長（芳賀 潤君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 東大とかほかの大学とかの連携の関係でございますが、連携の中身につきましては、それぞれの時と場合によっていろんな支援をお願いしたりとか、あるいは協力をお願いするといったケースがあると思いますので、それは今現在は役割として委嘱していないという部分もあって、そういった部分、お姿が見えないとかという話になってるとは思うんですけども、それは決して連携をやめたとかというわけではなくて、基本的に協定は自動更新しておりますので、必要な時期に適時お願いするという形になるかと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） やっぱり大槌町は今復興を進めるに当たって、全体の事業もおくれているんですけども、やっぱりソフトの面でもまだまだ足りていないのではないのかなというのが感じているところなわけです。

特に大学との連携に当たっては、広範囲にわたり、いろんな分野に及び、長期間にわたるものがあることから、今後とも大学に限らず多様な方々との連携、協力関係の構築を積極的にという、前町長の思いもございました。そういったことを受けながらこれまでやってきた中で、最近はちょっとその外部との連携の仕方が足りないのではないのか、もっと協力要請してもいいのではないのかなというふうな感じ方をしてるんですが、その辺について何か答弁あれば。

○委員長（芳賀 潤君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 最近外部との連携が足りないんじゃないかという部分についてですが、復興のステージの変更に段階が、ステージが変わるということで、例えば課題となる案件につきましては、個別のセクションを設けてそれぞれ対応する形にしてございます。

ですので、例えばコミュニティー関連の課題につきましては、コミュニティー総合支援室のほうで別途そういった先生方をお願いして、そういった地域づくりに当たってもらうとか、あとはまちづくりの関係で別な課題があればそれぞれの形でやるということで、必ずしも総合政策課のほうで地域復興協議会を設けてやらなければならないという部分については、責務は減少してきているというのが実態でございます。

ですので、今後そういったような事案が生じて、必要に応じて調整しなければならないというようなことが出てくれば、また別途やることは考えてはおりますが、現時点に

おきましては、復興事業は、ハード整備につきましてはまちづくり懇談会でも説明をしておりますし、今後もそれは継続していきますので、復興協議会としては説明会形式になろうかと思っておりますけれども、その際にいろんな場面で、役場職員主体になると思っておりますけれども、調整をしていって説明をしてきますし、その際、何か助言が必要だということであれば、それは個別に御相談するということもあるかと思っております。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 大学等との連携ということで、ステージが変わっております。やはり個別の課題というのは、やはり連携は必要だと思います。高い見識を持った大学の先生方の御意見を聞くというのは、それは大事なことだと思います。役場中心ということではなくて、問題・課題をしっかりと捉えることがまず大事だろうと。何が課題なのかわからないままに先生方をお願いしては主体性がないと私は思います。先ほど総合政策部長から話があったとおり、決して大学側と切れているわけではございません。時々、さまざまなことで御意見をいただきます。もちろんハード面だけでなくソフト面も含めて、特にコミュニティという部分については御意見をいただいておりますので、的確に自分たちが課題と思うことをきちんと、その高い見識の部分で御意見をいただくということがすごく大事ではないかなと思います。また、東大だけではなく、さまざまなところとの協定を結んでおりますので、これはすごく大事にしていきたいと思っております。

やはりこれからどのような形で有機的につながっていくかというのは、決して役場だけではなくて地域住民とも同じようになりますので、これはどのような形でもう一度再構築するかということはこれからの課題でありますし、しっかりと協定書の内容を踏まえて協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） このステージの変化というのがあります。そしてこの先もどんどん復興が進むにつれていろんな課題が見えてくるんだろうと私も思っております。特に、人口減少の問題であったり高齢化の問題であったり、多岐にわたるのではないのかなというふうに私も思います。

そういった中で、やっぱり高度な知識を持っておられる人たちの意見をちょうだいするということは、大変必要なことであろうと私も認識しておりますので、今後ともその辺の連携の部分を再度確認しながら、適時にやっていただければなと私も思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） ほかに。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 委託料の御社地エリア拠点設計業務委託ということで、協議会3回行われまして、それから最後に現地、御社地エリアの説明会等がありまして、その中でいろいろ歴史等の話も出ました。そしてそのあとに御社地エリアに対しての意見を求められておるわけなんですけれども、一般質問でも申しましたけども、御社地。大槌町のイメージとして、町の中心地にあり、何が大槌町かというそのシンボルとなる部分だと思います。今のところは旧役場庁舎だけが、大槌町のシンボルになっておりますけども、私は長い目で見て、町はこういう町なんだというアピールするナンバーワンはこの町の歴史だと思います。そういうことで意見を今求められているわけなんですけども、設計にその意見は反映されるのかどうかをお尋ねします。

○委員長（芳賀 潤君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 御社地エリアの建築物、建物に関しての御質問だという認識で受け取っておりますが、御社地エリアの建築物としては、（仮称）御社地エリア復興拠点施設ということで、通称OFKについての建設につきましては、今議員がお話ししたとおりワークショップ等をやりながら御意見を承りまして、それを設計に反映させるというステップを踏んでおります。そのためのワークショップでありまして、具体的には例えば基本設計のときには3回内部でありましたし、それからマストでやったりとか、高校生の意見を聞くとか、さまざまな意見を聞く中で設計に反映させていくということをし、その内容もワークショップの中でお話しさせていただいているという認識でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） わかりました。もう終わったのかなという思いでしたけども、まちづくりのことで次に進みますけども、ぜひ町民の思いとかまちづくりの中心地という、それはもう皆さん覚えていると思いますので、町民の意見、それからこれからの町の、今じゃなく長い目で見て伝えていくもの。それをしっかり認識して設計のほうに反映させるようお願いいたします。私は特に文書は出しませんが、こういう場で意見が述べられるということで文書は出しておりませんが、よろしくお願いたします。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 震災遺構ということでお尋ねしますが、以前の全員協議会の中で、あの場所がいいんじゃないかこの場所がいいんじゃないか、このものがいいんじゃない

かという写真を提示した中で、何点かの遺構候補というものが示されました。まずもって町長のお考えはもちろん旧庁舎は解体という方針でございます。

それはそれとしても、町としての遺構を絞り込む時期はいつになるのかというところも、これもまた気になることです。そしてまた、恐らく昨年度我々議会が持ち越しの意見書を出し、町長がそれを受託し、あらかた1年たとうとしています。町が候補とする絞り込みの時期がいつになるのか。そしてまたくどのようなですけど、この夏に検証監が就任され、さまざまな検証結果が出るのは来年度になってからというお話もあります。

そこら辺のスケジュール的なものを示してもらわなければ、私も賛成反対というこの思いは持っています。あえてここでは言いませんが、そういうものを、ちゃんとしたスケジュールをもって説明しなければ、私は解体方針を示している町長が、そこだけが突出して、あとのものの提示時期を示さないというのは、やはり町長公約を仮に執行する上でも、そこはやはりちゃんとした物事の順番というか、スケジュールを示す必要があるのではないかなと常々思っておりますが、いかがですか。

○委員長（芳賀 潤君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 震災遺構の取り扱い関係の絞り込みの時期についてですけども、震災以降の選定については以前全員協議会のほうでも説明させていただいております。

それで現在の作業の進捗状況なんですけれども、まず絞り込みについては今進めておりまして、岩手県が所有している防潮堤関係で、これから整備する防潮堤に支障があるものは、岩手県のほうで整備に必要なので解体していきますよといったようなもの等を除けば、8カ所ぐらいの場所が絞り込むことができっております。

それについて、私どものほうでは現在その過去の歴史を踏まえて、過去にも震災を契機とした津波の被害というのは幾度となく経験しているわけなんですけれども、そういった歴史観等も踏まえながら、この震災遺構の価値観というのを文章化してまとめている作業をしている最中でございます。それについては、岩手大学の先生のほうに監修していただいて、内容等を精査していただいている状況でございます。

それができ上がる時期というのは年内をめどに、12月ごろをめどにまとめ上げたいというふうなスケジュール感で今作業を進めているところでございます。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。その解体予算は当初、昨年12月に町長は出そう

としていたと。ただ議会の要望でまだまだ先にやることがあるんじゃないかという要望書を出し、そしてまた納骨堂あるいは鎮魂の森の構想が樹立した後でという条件提示みたいなのところも、我々議会が出したことも事実であります。

ただ中には、もう一つやらなければという提案もあったかと思うんですね。それは壊す壊さないは別として、本当に町を二分するような旧庁舎保存解体問題であります、そこら辺をちゃんと悉皆検証した中で、解体にしる保存にしる、そうすることがその後の町を二分するようなことを避けられると。ちゃんとした説明したものを持つと。それが町の二分を回避する解決策になるんじゃないかなと思います。

町長の思いは確かにわかりますが、やはり町長の思いを、それを実行するにはやはりそこら辺の、やはり相反する考えを持っている方々にちゃんとしたものを伝えるという、昨年度いろいろな会場でそういう行動をしてきたのもわかりますけど、それよりもっと深掘りをしたものを持っていかなければ、この問題は後々ややこしくなる問題になるのではないかなと考えております。最終的には、議会に提案されれば議会議員13人が立つか座るかという判断をしなければいけません。我々もそれは覚悟しておりますが、それにつけても、そういうものを出してもらいたいと。もう出したよと思っているかもしれませんが、まだまだちょっともの足りない。そのぐらい我々も重責のある決断をしなければいけません。町長はいつ出すかわかりませんが、町長の思いは、こんなこと言ったら失礼かもしれませんが、正月前を考えているのでしょうか。12月に選考を大体なし遂げるといふ課長の答弁をいただいたので、それが出た後、町長も再度というお考えですか。そこら辺お尋ねしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 震災遺構のスケジュール感、遺構の取り扱いについては、7月4日の全員協議会のほうでスケジュール感を出しましたので、それに従っていると私は思っていましたので、今東梅委員からお話があったような、不明確ではないかという話ではないだろうと思います。

ですから、決してうやむやにしたわけじゃなくて、先ほど説明にもあったとおり、課長が説明したとおり、12月までには遺構の調査については報告しますよというお話をさせておりますので、時期を逸したわけではなく、きちんとその辺のスケジュール感は御説明を申し上げたと思っております。

また、旧役場庁舎の取り扱い云々という話については、拙速だという言葉はあります

けれども、もうずっとずっと話し合ってきたところであります。議員の皆様も同じように、議会においても2回の請願は否決されております。地区に入ってもお話をしました。皆様も同じように地域に入って、議員の方々もお話を聞いて、その結果も出ております。多くの方が解体賛成だという声もあります。二分することは十分承知をしています。その責任もあろうかとは思いますが、今話したとおり、旧役場庁舎をどうするんだということは、まちづくりがどうなるんだということだと思えます。きちんとその方向性を示す必要があるんだろうと思えます。

東梅委員お話ししたとおり、納骨堂も含めて、跡地利用のところの鎮魂の森も含めて、さまざまなことにつきましてはきちんと整理をしていきたいと思えます。しかしながら、私にしても議会においても、どこかで折り目をつけなければならないと。町民の声は何かという解体しろという声が大きいと私は思えます。町をどうするんだと。あれをどう使うんだということがない限りは進まない。私の中には旧役場庁舎を残して、あれを残してですね、町づくりをしたくないと思えます。あれが私たちの町のシンボルではないと思えます。別な意味で、文化・歴史・自然を含めて、それが大槌町だというようなまちづくりをしていきたいと思えますので、適時にその時期については提案をしたいと思えます。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 7月に示されたスケジュール感に関しましては、私自身ちょっと失念しておりましたので、その確認をせずにスケジュール感を尋ねたことに関しましてはおわび申し上げます。

いずれにいたしましても、我々もこの春、春先に町内各地を回ってきました。地域課題とか、さまざまな中で地域懇談会を開き、参加された住民の方々は決して多くはありませんでした。その中で、地域要望等は当局のほうにもつなげておりました。そしてまた、集まったの方々の中においても、今町長がおっしゃるとおり解体に賛成する方の意見のほうが多かったです。

私は、それは民主主義であるから多いほうの意見を取り入れなければいけないというのも、これも1つの決め方だと思うんですけど、やはり町長が以前おっしゃっておいりました、1人でもあの庁舎を見たくないんだという方がいるのであれば、それはやはり解体しなければいけないんじゃないかという論法をしておいりましたよね。では相反して、1人でもあの建物をよりどころにしてるといふ方、相反する同じような境遇の意見の方

がいたら、それはそれでやはり町長だって迷うはずです。でもどっちかは選択しなければいけません。本当によりどころにしている方もいないわけではないと思うんです。それがただ町長の耳に届いてないというだけかもしれません。そういう声も十分把握した中で町長は決断されると思いますが、我々もそれには深い思いを持ってその判断はしたいと思いますが、いずれにいたしましても、私もこの問題に関してはいつまでも引きずってはいけなないと考えております。以上です。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 私も同じようにこのまま引きずっていく思いはございません。委員お話あったとおり、1人でも悲しむ、また残してほしいという気持ちはあります。でもどちらかによらなければならないと、これはあります。それはお互いに、委員も含めて私も含めて思うところであります。決して数が多いということではなくて、きちんとまちづくりの中で、あの旧役場庁舎を残して本当にまちづくりをするのかと。その1点だと私は思います。遺構としてすばらしいものだという思いの方はいっぱいいらっしゃいます。多くの方々、町外の方々の声を聞きますが、私とすれば、今、町ができ上がろうとしているときに、あの中に家が建ち、そういう中でもあの跡地をどうするのかという、あの周辺をどうするのかという、その辺も含めて、私とすれば旧役場庁舎を残して新しい町をつくろうという気持ちはありません。きちんと整理をして、そしてその中で旧役場庁舎ではない大槌町だと。自然だ、文化だ、歴史だと、それを謳歌されるような、そういうまちづくりをしていきたいという強い信念であります。

○委員長（芳賀 潤君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） 委託料のところでお伺いします。

大槌町中心市街地再生コーディネート事業ですか。この事業は、報告書という形でできた成果に関する説明書に書いてありますが、この報告書の中では、今議論されている旧庁舎に関することについてはどのように示されているのかお伺いすると、それから以前、町のほうなのかどうか分かりませんが、中心市街地に再建する住宅あるいは商店、企業の再建率。これが50%を割ったという結果が出てたと思いますが、今後この50%を超えて、やはり70%、80%いかない町をなしてないというような気がしますが、それについては当局はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（芳賀 潤君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） まず中心市街地コーディネート事業の報告書の関係なん

ですが、こちらにつきましては昨年度検討委員会、住民会含めて3回やったんですけども、そちらに関する検討経過をまとめたものを報告書として出していただいています。その中では、先ほど議論もありました旧庁舎の関係につきましては、委員の中からやっぱりこれを何とかしなければ議論が進まないんじゃないかという意見は確かにございました。ただし、報告書の中でそれをどうするといったようなことを決定事項として決めているものではないので、それについて特に触れてはございません。

また中心市街地の部分で、再建率の関係が御承知のとおり見える化の関係でお示した中で、なかなか思わしくない状況もございますので、それにつきましては年内ぐらいをめどに新しい方策について、中心市街地に再建を誘導していくための方策を今現在検討しているところでございます。

○委員長（芳賀 潤君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） 中心市街地、これはもう大槌町の将来を担うなりわいの中心地であるというのはもう言うまでもない話なので、やはりまちを形成する上で再建を促すということが、今ここの議会に集まる当局、我々議員含めて使命だと思うんですよ、絶対的な。ですから、何よりもやはり人口減をここで抑えて、そしてUターンIターン含めて人口をふやす。それから再建率を高める努力をするということを、一緒になって汗を流してやっていかなきゃいけないなと私は考えるんですが、その点について町長の考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 中心市街地のことにつきましては、過日見える化ということで出しました。現状のところは大分、当初目標よりも約半分以下という状況にありますけれども、中心市街地の活性化という部分については、年度中にはある程度の方策をですね、議会との話し合いを進めていきたいと計画をしております。

とにかく、なりわいの再生も含めて中心市街地の活性化をどうするかということにつきましては、これから御提案を申し上げますが、とにかく中心市街地も含めて、JRが復旧し、そして新たな駅舎をつくるということも含めて、この辺の全体像を、町としての中心市街地もそうですが、それにつながるさまざまな交通も含めて、全体像を見据えた上でその辺をきちんと提示してまいりたいと考えております。

○委員長（芳賀 潤君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） ここのセンスと申しますか、まちづくりのその景観であるとか、



それから内容によっては町を生かすも殺すもこのコーディネートだと思うので、その辺のあり方、それから内容については、当局でも英知を絞って計画されることを希望して終わります。以上です。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

212ページ。4項復興農林水産業費。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 再度になってしまいますけども、大槌町沿岸営農拠点センターの整備工事ということで、あそこの側溝、これからちょっと大きく考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、浸水して倉庫にあったものが、前しゃべったとおりになんですけども、いかがなものでしょうか。雨水対策について。

○委員長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 沢山地区の雨水浸水対策としまして、その営農センター「だあすこ」があるところの付近のお話だと思いますけども、昨年度については交差点部の改良工事とあわせて源水大橋等もありましたので、水路の改修を行ったところです。

今年度におきましては、流末のほう、樋門のほうの整備を行う予定でいたんですけども、そこのところについて昨日の入札で不落という形になっております。ですので、10月にもまた分割して発注という形をとってますけども、今年度中に完成をさせたいというふうに考えておきまして、完成して後には浸水等は起こらないというふうに考えております。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

214ページ上段まで。進行します。

2時15分まで休憩します。

休 憩 午後 2時03分

○

再 開 午後 2時15分

○委員長（芳賀 潤君） 再開します。

先ほどの下村委員からの質問の答弁が保留となっておりました。そのことについて発言が求められましたので、これを許します。公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 下村議員の質問にお答えをいたします。

先ほどの御質問は生きた証プロジェクトの事業についての委嘱の関係でございましたが、確認しましたところ、平成26年の5月に大槌町生きた証プロジェクト実行委員会と

というのが設置されておりました、その中に委員の任期は2年とするというふうに書いてございます。計算をいたしますと、平成26年5月30日からの施行でございますので、委嘱状はほかの方も含めまして、下村議員に関しましてもことしの5月29日までとするという委嘱状をお渡ししております。事業が前年度の3月の末に終わりましたもので、その時点でお知らせすることはしておりませんでしたけれども、その委員会の設置状況の中で委嘱状がお渡しされておりますので、ここで御確認をとということにさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（芳賀 潤君） 任期は切れておりますということです。

214ページ。15款5項復興商工費。東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） ここでお尋ねをします。

特に大槌町はイベントが多くございまして、その中で大槌祭りというのがあって、この課題の中に、今後どのように観光資源としてというところがございます。27年度は約2万人が訪れたというふうに数値としては出ております。それからツーリズム的に言いますと、この取り組みを受けて、今年度は確かJTBさんだったと思うんですが、ツアーを募ったところ、すぐ売り切れ状態だったというふうに伺っております。

その中で、大槌町は今年度もお祭り広場を役場前に設置して、多くの人がお祭りを見学されたというふうに私は認識しております。ただその中で、お祭り広場が何でこの役場庁舎前になったのかを、まず1点お尋ねしたいと思います。なぜかというと、祭りの当時は台風10号の本部がまだ設置されている状況下の中ではなかったかというふうに私認識しているわけです。その中で、役場前がお祭り広場になった経緯、それから出店が出た経緯、その辺をお尋ねいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤幸人君） お祭り広場に関して御説明させていただきます。

お祭り広場の設置に関しましては、観光物産協会への委託事業という形で、実行委員会のほうで決めてその時期にやっていたという経緯がございます。台風10号の影響の部分もあったかと思うんですけれども、その後の影響が今後に影響しないだろうということでそのまま継続した形になっております。

また出店に関しましても、通常であれば、過去であれば町道等々の路線を活用したわけですが、この状況の中でそういう設置する場所がなかったということもあわせて、またお祭り広場を設置したときにあわせた中での集客とにぎわいという部分を鑑み

まして、今回役場庁舎前のほうに設置させていただいたという経緯になっております。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） その経緯はわかりました。

そこで災害警戒本部が設置状況下の中にあつて、実はこの前に警察の派出所もあると。そんな中で、その緊急車両の出入り口も別方向に向けた形で行われていた。果たしてこれはいかななものかなと。この状況下の中にあつていかななものかなというふうに私は思ったわけです。

それからもう1点。その露天商の人たちが店を広げていた。公用地の中で、その露天商が営業してそこで利益を上げていた。ここにかかわる、例えば利益にかかわるその利用料なるものは発生したのかどうか。我々であれば、中央公民館を使用したときに物販があれば、当然それに合わせた使用料が発生します。そのようなことが行われたのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤幸人君） 出店が入った形での使用料という形のものとは今回取られておりません。

○7番（東梅 守君） もう1点。状況下にあつてどう考えるか。

○商工観光課長（伊藤幸人君） 敷地内のほうですけども、警察等とも協議いたしまして、ある程度その交通の便という部分で、迂回路の部分がもう1カ所入場できる部分がありましたので、そちらのほうをお願いできないかということで、警察のほうからも了解を得た上での駐車スペースの確保という形になっております。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） いろんな状況の中で判断をしたと思いますけど、ただ一般的に我々が公共のところを利用して物販を行えば料金が発生して、今回は料金が発生しない。これはちょっと不公平なのではないかなというふうに思います。幾らにぎわいをつくるためとはいえ、ちょっと話が違ふんではないのかなというふうに私も思います。以前私も幾つかのイベントを手がけて中央公民館を使用させていただいた際に、その使用料金が発生してお支払いした経緯もございます。そういったことを考えれば、ちょっと不公平なのではないのかなというふうに思うわけですけど、その辺今後例えば我々がそういうにぎわいを創出するためのイベントやるから、場所貸してくださいといったときに料金は発生しないで済むのかどうか、その辺をお尋ねします。

○委員長（芳賀 潤君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 大槌祭りにつきましては、町民の皆様御存じのとおり、この町で一番大きなイベントで、それぞれの地区の皆様が楽しみにしていると。例えば大槌町ですと、盆とか暮れには帰ってこなくても、お祭りには帰ってくると言われるほどのイベントでございます。

使用料の徴収につきましては、そのイベントの大きさ。小さいからそれがだめだというわけではございませんけれども、やはりそういうところの程度の問題というのはあるかというふうに考えてございます。

それと場所につきましては、災害対策本部がまだ継続中ということではございましたけれども、前からその場所の選定についてはこちらでということになっておりまして、さらに今現在、ごらんとおりの町の状況でございますので、代替で急遽場所を変えるというところが、なかなか選択肢がないということではございました。その中で、出店のない大槌祭りを災害対策本部のためにやめてしまうのかというところの選択肢を考えたときに、やはりお祭りについては非常に町民の方も楽しみにしているイベントでございますので、そこについては実施する方向で決定させていただいたと、こういうことでございます。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

6 項復興土木費。進行します。

216ページ下段まで。進行します。

7 項復興都市計画費。進行します。

218ページ全部。佐々木委員。

○1 番（佐々木慶一君） 防災集団移転促進費の委託費の中の防集団地関係の事業についてお伺いしたいと思います。

よく防集団地を造成するときに、例えば隣の土地との高低差がある場合には何らかの処置がとられていると思います。以前お伺いしたときは、1メートルを基準にして、1メートル以上の段差があればそこに擁壁をつけますと。そこまでは事業としてやりますと。1メートルを下回る場合、極端に言うと99センチ以下であれば、そこはのり面のままにしますという基準があったやに記憶しているんですけども、まずその点を1点確認したいのと、それを踏まえて、先般安渡地区の安渡小学校東団地のところの防集団地の図面を見させていただいたんですけども、その中で見てみますと、隣の敷地との段差

がちょうど1メートルのところがあったんですけども、その図面の中では擁壁じゃなくてのり面のままになってたんです。これはどういうことかというふうに聞いたら、地盤が悪かったりしたのでのり面にしたんだという説明が当時あったんですけど、この見直しがされたのかどうか。この2点お伺いしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 宅地の高さ、段差の基準でございますけども、大槌に限らず多くの自治体で区画整理事業を行う場合には、段差が1メートル以上あった場合に擁壁を設置するという形で進めております。また、段差が1メートル以下のものについてはのりで仕上げるという形になりますけども、先ほど委員のほうから御指摘のあったところについては擁壁のほうを設置する方向で今進めているところであります。

また、のり面に仮に浸食防止のための植生とかそういったものを仮に考えましょうというときには、それについては補助金を入れての整備ということになりますので、後々一般の方が擁壁を設置したいよというふうになったときには、そこに手をつけることができないといったことも弊害としてあるものですから、ただのり仕上げという形で今は整備をさせていただいております。

○委員長（芳賀 潤君） 佐々木委員。

○1番（佐々木慶一君） はい、わかりました。

1メートルの基準は守っていただいて、そこは擁壁にするということで、ひとつまず安心はしました。安心はしたんですけども、その当時渡された図面をしてみると、防集エリアとして10区画ありました。その10区画のほとんどが擁壁で囲まれるんですけども、1カ所だけがその土地の、四角い土地の3つの面が全てのり面という土地が1カ所だけあったんですね。ほかの土地はほとんど擁壁で囲まれていると。そこに当たった人はそれで納得するのかなというのは非常に気になりまして、要するにほかの土地は、9区画ほとんど周りが3面もしくは2面は擁壁で覆われているんだけど、その1カ所だけがその四角の面の3つの面が全てのり面になっている。どういうことかという、その分当然、イメージしてわかるとおり、面積として実有効面積といいますか、実際に使える面積としては非常に小さくなると思うんですけども、そういったところを将来地主になる人が認識しているのかどうかというのが1点と、認識していないとすれば、これはさすがに10区画中1区画だけ、自分のところだけ3面がのり面というのは、それはさすがにちょっとかわいそうじゃないかなという気はするんですけども、その辺の救済

処置が、補助金等での救済処置がないのか。そういったところのお考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） のり面で仕上げたところとそういう擁壁をつくったところにつきましては、実際に譲渡するに当たっての価格算定上は有効面積が違ってくることもある関係で、その辺の部分については配慮していくということにしております。

○委員長（芳賀 潤君） 答弁不足だね、少し。復興局長。

○復興局長（那須 智君） まず1つは補助金の使い方でございますが、これは基準は基準ですので、1メートルを超した場合は補助事業として設置することができます。それ以外であれば、町単独かあるいは受益者負担ということで、その方の負担ということになります。実際その有効面積、のり面の部分ですけれども、その部分については宅地の評価を下げてございます。したがって全部擁壁にした方の面積と、それからのり面仕立ての人の面積の場合の、その場合の宅地の評価は変わっておりまして、その分は安くなっております。

○委員長（芳賀 潤君） 佐々木委員。

○1番（佐々木慶一君） そうなると地主の感覚の違いによってそれでよしとする人と、よしとしない人が出てくると思いますので、そこは地主に将来なる人との話し合いはきちっとしていただきたいと。今のお話ですとのり面のままでと土地評価としては安く仕上がるので、もしかしたらそれでよしとする人もいるかもしれませんが、一般的に考えると有効面積の大きいほうが多少高くてもいいんじゃないかなという気がするので、その確認をお願いしたいのとあわせて、引き続きもし擁壁を希望するようであれば、一般的にはそういう意思のほうが強いと思うんですけども、そういった人に対する対応策がないのかというのを引き続き検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） まず1つは今言ったような防集団地の造成におけるルールがございまして、それ以上の手当てができないので、それについては地主さんと納得するまで協議していただいて、それでその部分で納得できないのであれば、別な防集団地が変わってもらうとか、いずれそれ以上の措置というのはなかなかできないと。逆に今言ったように、その方に擁壁をつくると、その部分の方に請求がいったら、逆に土地の売り渡しのお金が高くなってしまうと。

そういった中で、今言ったように最終的にはその方の御判断でございますけども、擁壁があるところがいい、ただそのかわり擁壁があるところというのは、今言ったように周りとの段差も大きくて高いです。そういった面で言えば、果たしてそれがいい宅地なのかどうかというのは、ちょっといろいろな考え方があると思います。例えば2メートルも3メートルも隣のところの道路が低かったり、そういう場所もあって、なかなか今回、いわゆる山を削ったりあるいはもともと団地造成に適さないような、平たんでないような土地に造成してございますので、どうしても道路勾配に合わせて、なおかつ宅地造成は、今回1つのルールの中ではできるだけ盛り土とかの御負担がないように一番高いところで宅地の造成を行ってございます。そういった面で、ある部分極端な高低差が出ている部分もございます。その中で、できるだけ1メートル以上の部分では擁壁をつくってお渡ししている。

ただ、どうしても1メートル超さない部分については、今言ったような擁壁はできないので、またなおかつその部分について、今回住宅再建の補助金という中では30万の上乗せをしてございます。その部分で全部造成ができるかどうかわかりませんが、そういった部分はやってますし、またその部分に税金を使うとなりますと、逆に言えば自力再建された方の擁壁には何の補助も出てないわけで、そういった中で言えば、これもまた1つの不公平が生じるという中では、ここはもう1つのルールということでは、何とかしていただきたいと、御理解していただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（芳賀 潤君） ほかに。金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 私が聞きたいのは、ここの町並みはもともと平地に事業をもって混ぜてから転圧してつくった土地ですけども、ここはまだまだ10年ぐらいの保障がつくという話で、ただ吉里吉里とか浪板、赤浜のような場所に行くと地質がもう違うから、そこを切って土地をつくっているんですけども、ことしのように集中的に雨が降るとどんどん崩れるところは崩れると。大手の業者はそれなりにマージンならマージンを取って次の会社とずっと行くものだから、それである程度の事業課の人たちは、十分もうけない商売はないからね。ただ十分間に合って予算として、それを受けてその事業を継続しているのか。それとも何とか間に合わせるように、崩れたところをたたいてでももどおりにしているのか。そのことを1つまず聞きたい。

あともう一つ、のり面の対策として、ああいふ砂地を造成した場合、例えばそこにのり面を崩落させないために植樹とか考えていると思いますけども、そのときにどのよう

な植樹をするか。考えてみれば何回たたいてもやわい土だから、成長の早い木をと思ってやっても、今度成長早いと台風とか何かあったときは必ずその土砂は崩れると。そういうのがあると思うんですよ。だから、いろんな人たちがこのまさ土の土地を整地したとき、やはりあそこだけは3面がのり面だと。そういうのも出てくるんですよ。やっぱり確かに大丈夫だと業者が言ったとしても、住む人となれば、やっぱりそこに不安な要素が出てくるので、そののり面の対策として普通の対策じゃない植物を、例えばこういうものを植樹したときはすんなり崩れない方法をとっているとか、よその町と違う方法をとって植樹しているとか、そういう具体的なことをやっているのかやっていないのか。

○委員長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） まずのり面については2種類ありまして、道路のり面と宅地のり面という形になってございます。また、今御指摘のあったのり面についても、切り土のり面と盛り土のり面、これによっても対策方法は変わってまいります。

そういった中では、盛り土のり面のほうについてはブレンド材のほうで仕上げているわけなんですけども、切り土のり面のほうにつきましては、例えば赤浜地区であればまさ土のままになっているというところがありますので、そこにラスを張って厚層基材を吹きつけるという処理を行っております。

ただ、どうしても山がまさ土ということで、なかなか活着もしにくいところもありますので、そこについては様子を見ながら、さらに厚層基材吹きつけてみたりとか、そういった対策はしていきたいというふうには考えております。

また、宅地のり面のほうののり方の浸食等についてなんですけども、これもいつまでにやるのかという問題はあろうかと思えます。というのも、引き渡されてから、町のほうで引き渡されてからすぐ建築物の行為が行われるということであれば、町のほうの完了検査前にそこの方の修繕を行っていただければいいかと思うんですが、仮にその間があいて、家の建築工事が始まるまでに間がかなりあいたとすると、浸食のほうがまたさらに大きくなる可能性も当然ありますし、ただそれを防ぐためのがんずりとまさ土のブレンド材ということにもなっておりますので、そのところについては、タイミングを見計らいながら修繕のほうを行っていきたいというふうには考えております。

○委員長（芳賀 潤君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） まず土地を取得する人に渡したから、まずその辺はという話だけでも、やっぱりこういう宅地造成やったときも、例えば何年間と保証をするくらいだか



ら、ある程度そののり面については、例えば防集の条件としても何年とね、家を建てるのもあるからさ、その例えば3年なり2年なり、長く見ても5年だというとき、それ以降も、家建った以降もある程度は当局のほうで注視していないと、またそういうのり面が崩れたとかなんだとか問題が出てくると思うんだよ。

だからその辺ははっきりして、いやこっちの町方の地面のほうは、動いた場合10年保証するんだから、向こうのほうもその辺は、そういう崩落の場合はきちっと補償するとか、その辺は考えられないんですか。

○委員長（芳賀 潤君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回の工事の施工、防集団地においても区画整理事業にとってもそうですが、これについてはその造成過程において今言ったような瑕疵があった場合、これは10年に関して瑕疵担保の保証を町とすれば維持します。これは民法でも規定されてございますので、この部分で瑕疵があった場合については、間違いなく10年間の瑕疵担保として町は保証いたします。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

220ページ全部。質問は要点を捉えて簡潔にお願いします。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） ここの中でお尋ねして、残りつけた附箋紙は答えいかんによっては外そうと思ってお尋ねします。

委託料の市街地施設形成事業（町方地区）ということで、皆さん御存じの方もあると思いますが、町方地区というのは江戸時代から続く呼び方でございます。それで、この町の歴史、町長も教育長も重要な、大事な町の歴史だということで、まちづくりにおいてはやっぱりそういうことも考えながら、次の景観形成計画等々の、そういうことも含まれてくると思うんですが、町の歴史をきちんと伝えるという、その委託ではありますけども、そういう歴史に詳しい人、あるいは町の思いを伝える、こういう人材等も必要ではないかと思うんですが、いかがなものかなと思ってお尋ねします。

○委員長（芳賀 潤君） 質問の意味は市街地等を形成していく場合に、その歴史等に傾注すること、その専門職みたいな人を雇う意思があるかということでもいいんですか。

（「そういうことです」という声あり）そういうことなそうです。副町長。

○副町長（澤館和彦君） 人材を雇うかということろまではどうかと思うんですが、いろいろ町なりそういう歴史はございますので、そういった部分はわかるようなまちづくりをしていきたいなというふうには考えてます。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 大槌町の歴史というのは町全体が本当に博物館のような遺跡がいっぱいあるわけなんですよね。町方地区についても重要な施設として3つございます。代官所から城跡、御社地等々ありまして、そしてこれを観光等に生かして、すごく発展している町がいっぱいあるわけなんです。それで、この町にあるものをよく知ることが大事で、ないものをあれこれ考えてまちをつくるというよりも、あるものを生かす。そういうことで、町長、教育長から御答弁をいただきました町の歴史の大事さということ、さらにこれを深めて、本当にみんなが来る、ここだけにあるから来るというまちづくりをお願いしたいと思ってそういうことを申し上げました。答弁あれば。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 何度も阿部委員のほうから出ておりますまちづくりは、きちんと歴史、文化、自然を大事にしながらということでお話を何回もしております。とにかくそれを知ること、そしてそれを誇りと思うこと、それを情報発信すること、きちんとした流れをもって行いたいと思います。決して観光だけではなくて、子供たちの教育も含めて、全体のものとして考えていきたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

222ページ中段まで。進行します。

8項復興用地建築費。進行します。

224ページ全部。進行します。

226ページ中段まで。進行します。

9項復興防災費。東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） この2目の効果促進防災費のところでお尋ねをいたします。

大槌町津波避難計画策定調査業務委託料というのがあって、この避難計画を策定したということです。そしてまた、来月の確か3日ですか5日ですか、5日ですね、大槌町では防災訓練を行うんだという内容のものが広報の中に入っております。この大槌町の防災訓練、どの規模で行われて、どこまでの参加の呼びかけになるのか。町民個人というのもありますけども、例えば避難施設となっている施設管理者のところも含めて当局のほうは行う予定なのか、またはそれぞれで訓練とはいえ本番さながらの形でやるのか、その辺をお尋ねいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

一応その避難行動をとる場合に関しては、3.11当時の浸水区域の中を前提としておりますが、それにとらわれず一応全町で町民の皆さんに参加いただければなというふうに考えております。

あとは避難場所につきましては、あらかじめ町のほうでは指定せずに、やはり津波を想定しておりますので、高い場所、最寄りの高い場所に避難をしていただくというふうな想定をしております。

○7番（東梅 守君） 施設管理者も。

○危機管理室長（小笠原純一君） あと避難所のほうの部分の開設につきましては、今回はより安全な場所に避難をする行動、地震が発生した直後にありましては、自分の身を守るということでシェイクアウトの対応、それから非常持ち出し物品の確認、そして高台に移動するというところまでのフローのおさらいといいますか、訓練の実施、実行のほうということとしておりますので、避難所などの開設というのは各地域にお任せするような形であります。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） この津波避難マップというのが全戸配付になったわけでございます。当然これを見れば、自主的に避難行動を、高台へ避難行動となったときに、その施設を目指す方がいるのかなというふうに思うわけです。そうしたときに、その施設がもし開所されていないという状況が出てくると、そこで待たれるのかなとも思ってしまうわけです。行動までというのはここにあらわれていますけど、あれ、なんで避難所は開設されていないんだろうという当局に対する問い合わせもあるのではないのかなと。訓練とはいえ。それで私が今回質問させていただいているところなわけで、その辺をどう町民の方に理解してもらおうかということが大事なのかなということが1点と、このマップの中に、実は現在避難所としては使えない場所もあるわけです。小槌地区にあります旧大槌町託児所。ここは今、大槌町の遺跡の発掘調査したものを運び込んで、そこで整理している場所に使われているという状況があるわけです。ということは、この避難マップが全戸に配られて、いざ実際に避難となったときにこの場所は使えないという現実があるわけです。その辺をやっぱりきちっと知らせる必要があるのではないかなと思うんですが、その辺について。

○委員長（芳賀 潤君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 今ありました旧大槌託児所につきましては指定避難所でありまして、避難場所との位置づけとはなっておりません。一応説明の内容、広報等にも掲載はしておりまして、その辺の位置づけというのはより安全な場所、できるだけ高い場所にといいふうなことで御説明をさせていただいて、なおかつ御理解いただきたいなというふうに思っておりましたが、今の議員御質問にありますとおり、実際今もうほかの用途によって、実際避難施設として使えない場所というのも今回の一覧の中に含まれております。

ただ、町の地域防災計画の中で指定している避難施設はこれくらいありますよということをお示しさせていただいた意味でありまして、今後その部分で間違いといたしますか、確認の錯誤といたしますか、そういった部分の問い合わせに関しては適時対応していききたいなというふうには考えております。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 災害はいつやってくるかわからないという状況の中であって、やっぱりタイムリーな情報の提供というのは必要になってくると思うので、ぜひその辺をもうちょっと意識を持ってやっていただければというふうに思います。以上です。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

228ページ上段まで。進行します。

10項復興教育費。進行します。

11項復興社会教育費。進行します。

12項復興支援費。進行します。

230ページ全部。進行します。

232ページ全部。進行します。

平成27年度大槌町一般会計歳入歳出決算に対する質疑を終結いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

あす20日は午前10時より決算特別委員会を再開いたします。

散 会 午後2時49分